

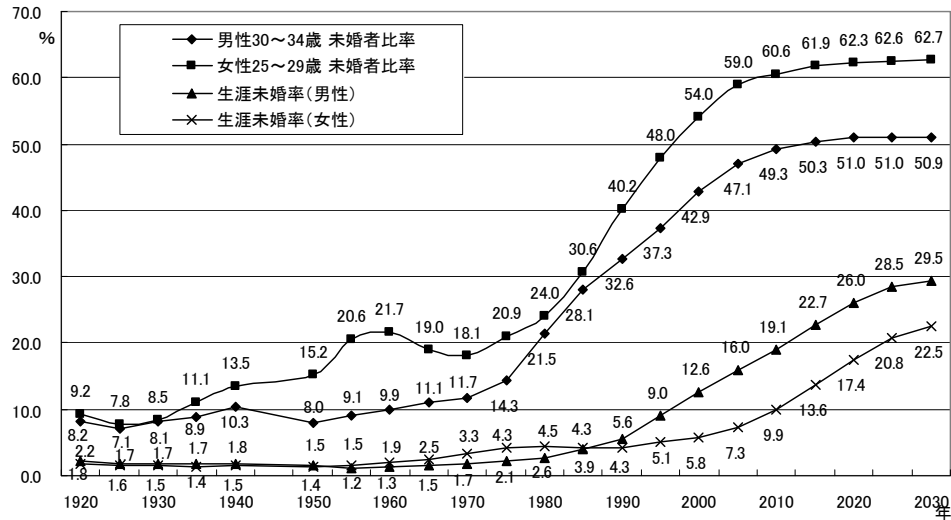
参考図表（関連データ）

○経済社会の新たな潮流

（1）家族の変化

（単身世帯とひとり親世帯の増加）

図表 1 生涯未婚率の推移

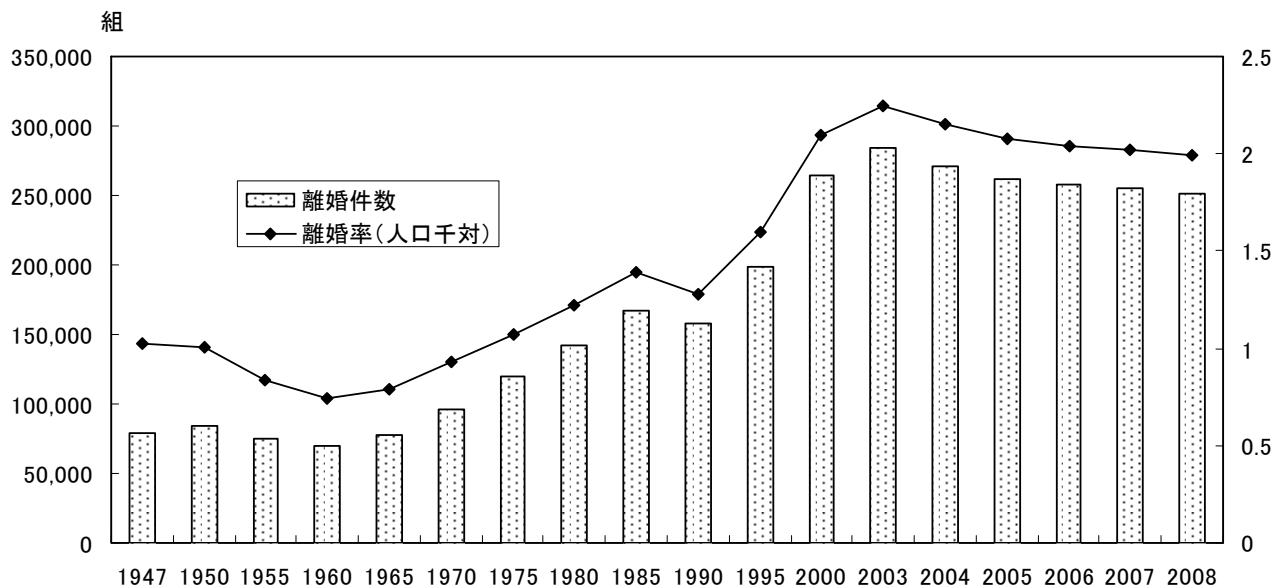


資料:総務省「国勢調査」(平成 17 年)及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成 20 年 3 月推計)」「人口統計資料集(2009 年版)」

注1:男性 30～34 歳未婚率、女性 25～29 歳未婚率は 2005 年までは「国勢調査」、2010 年以降は「日本の世帯数の将来推計」による。

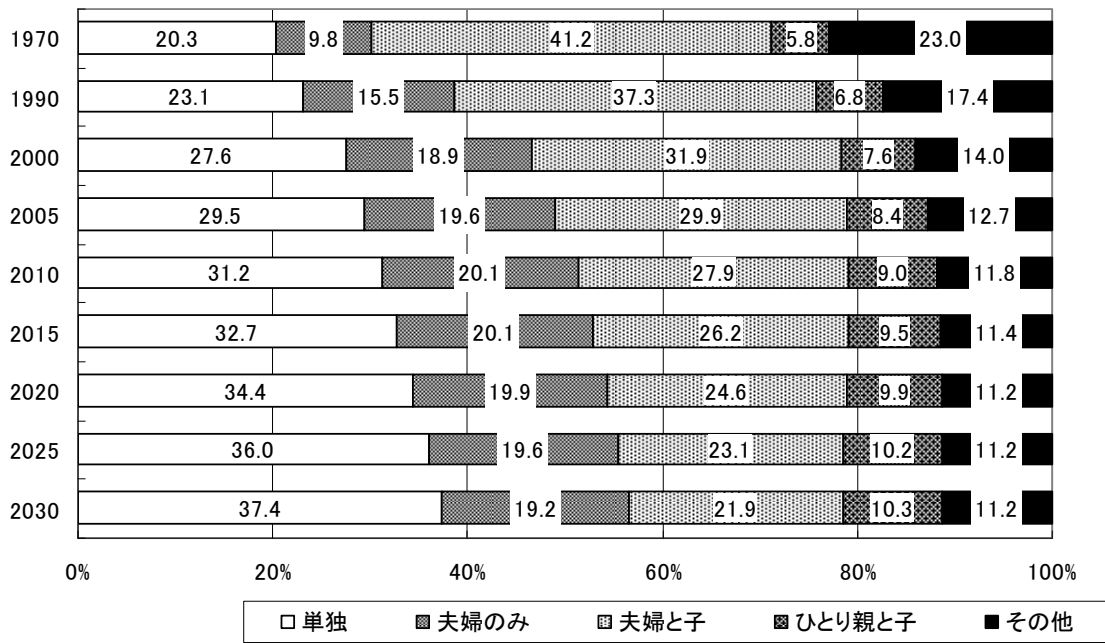
注2:生涯未婚率は、50 歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、2005 年までは「人口統計資料集(2009 年版)」、2010 年以降は「日本の世帯数の将来推計」より 45 歳～49 歳の未婚率と 50 歳～54 歳の未婚率の平均。

図表 2 離婚件数・離婚率の推移



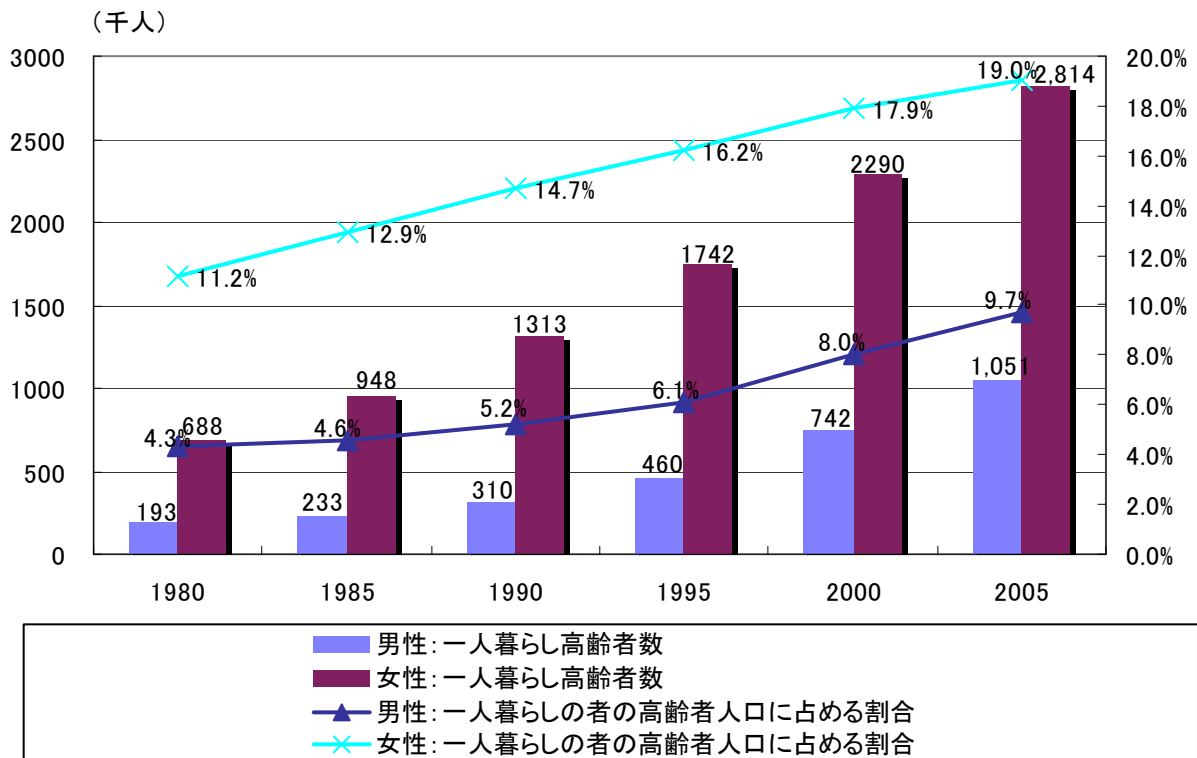
資料:厚生労働省「人口動態統計」

図表 3 家族類型別一般世帯数構成比の将来推計



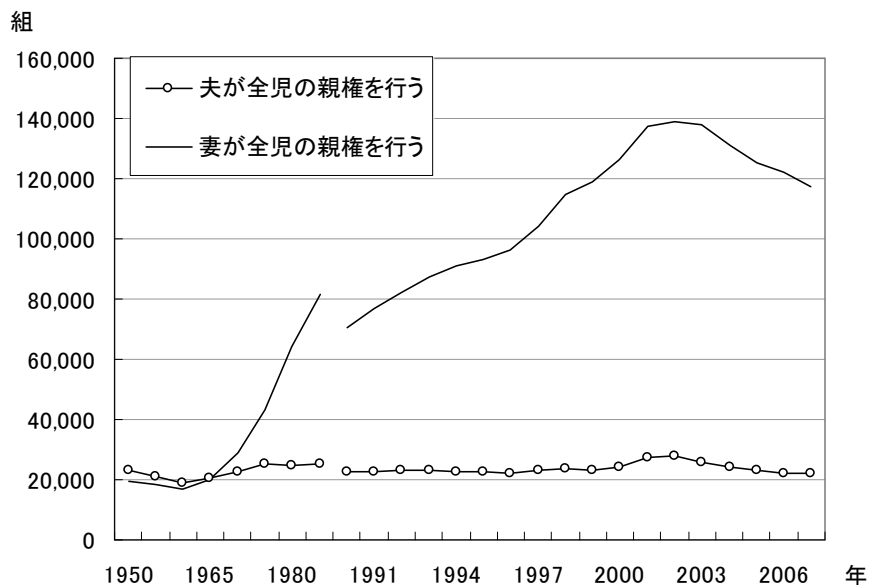
資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成20年3月推計)」  
 及び国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2008年)」  
 注1:1970年、1990年、2000年、2005年の数値は総務省統計局「国勢調査報告」による。  
 注2:四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

図表 4 一人暮らしの高齢者の動向



資料:総務省「国勢調査」(平成17年)  
 注:「一人暮らし」とは、「単独世帯」のことを指す。

図表 5 親権を行わなければならない子を持つ夫妻別にみた離婚件数の推移



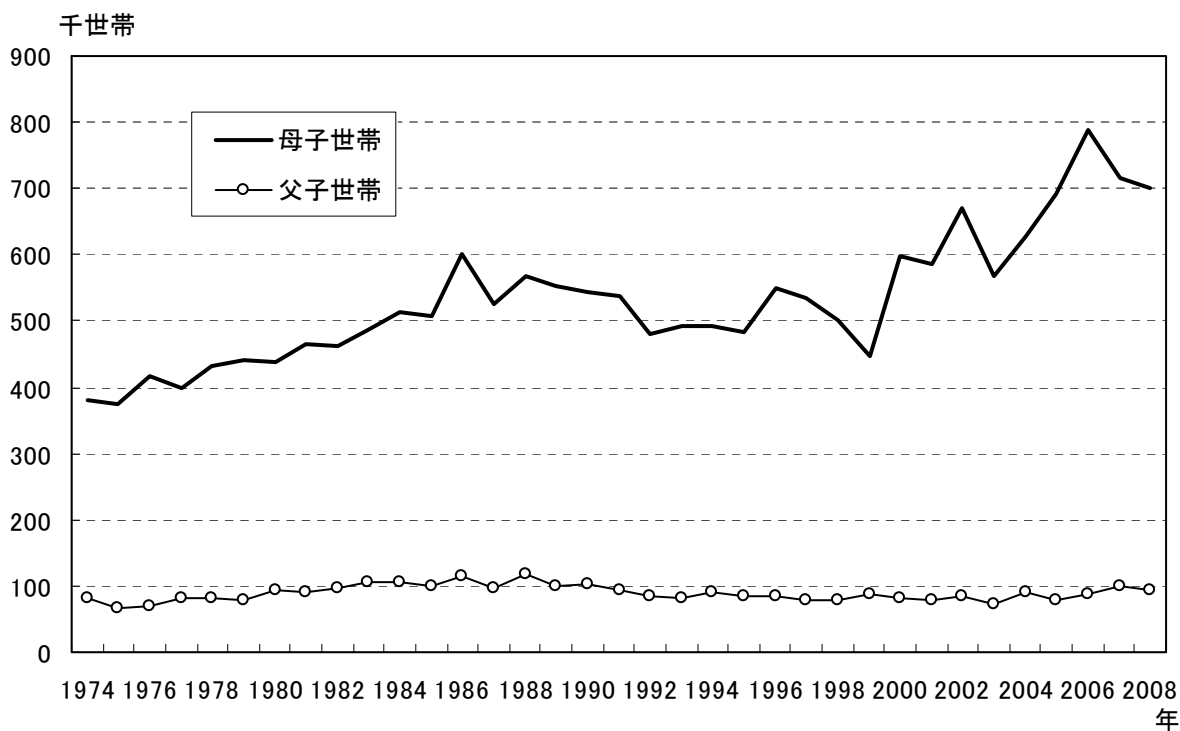
資料:厚生労働省「人口動態統計」

注 1: 親権を行わなければならない子とは、20 歳未満の未婚の子をいう。

注 2: 1950 年から 1990 年までは 5 年おきのデータ、1991 年以降は 1 年おきのデータ。

注 3: 夫と妻がそれぞれ分け合って子どもの親権を行う場合もあり、2007 年では離婚件数の約 4%にあたる。

図表 6 母子・父子世帯数 (ひとり親と 20 歳未満未婚子のみ) の推移



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」(昭和 61 年以降)、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」(昭和 60 年以前)

注 1: 母子(父子)世帯とは、死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む)で、現に配偶者のいない 65 歳未満の女(男)(配偶者が長期間生死不明の場合も含む。)と 20 歳未満のその子(養子を含む)のみで構成している世帯をいう。

注 2: 平成 7 年の数値は、兵庫県を除いたものである。

図表 7 母子世帯数（未婚子以外との同居も含む）の推移

区分	総数	母子のみ	同居者あり	同居者の種別（割合は総数との対比）			
				親と同居	兄弟姉妹	祖父母	その他
割合							
平成10年	100	70.9	29.1	23	5.9	2.2	5.5
平成15年	100	62.7	37.3	24.8	8.6	3.7	14.5
平成18年	100	67.5	32.5	28.2	9.2	3.4	4.2
参考：推計世帯数（千世帯）							
平成10年	955	677	278	220	56	21	53
平成15年	1,225	769	457	303	105	46	177

資料：厚生労働省「全国母子世帯等調査」（平成 10,15,18 年度）

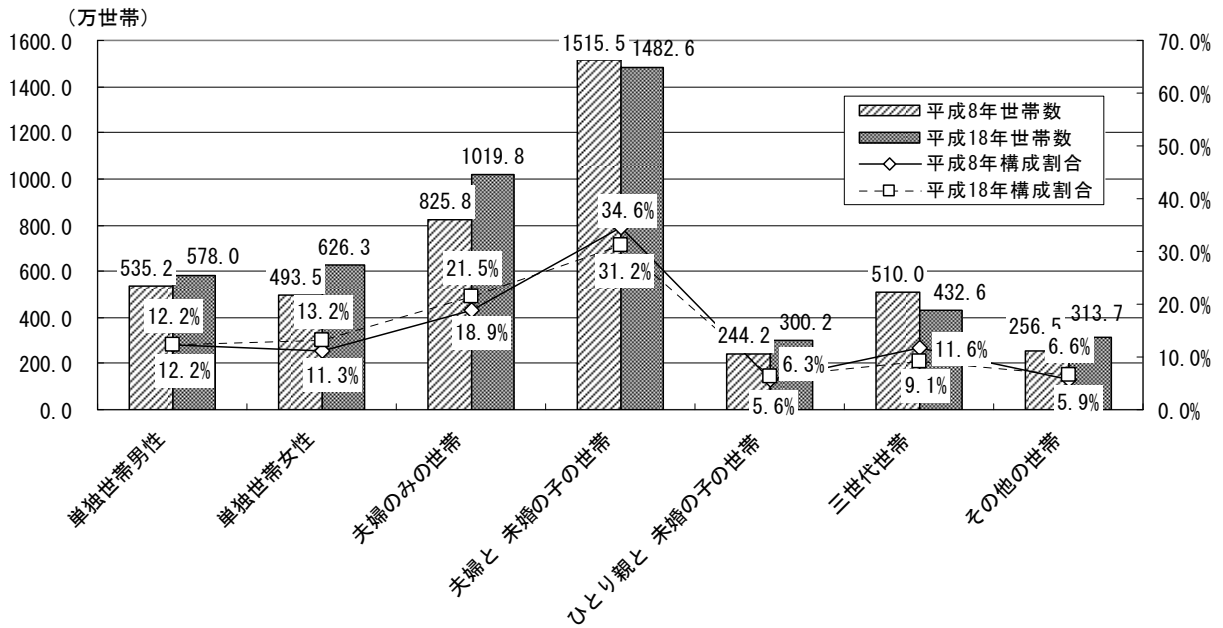
注 1：母子世帯とは、父のいない児童（満 20 歳未満の子ども）もあって、未婚の者がその母によって養育されている世帯。

注 2：平成 10 年の推計世帯数の内訳および同居の種別世帯数は、平成 10 年度調査の表 1-(1)の母子世帯総数と平成 15 年度調査の表 4-(2)に掲載されている平成 10 年度の世帯構成の割合によって内閣府が算出。

注 3：平成 18 年度調査では、推計世帯数の公表はない。

（主たる生計の担い手の変化）

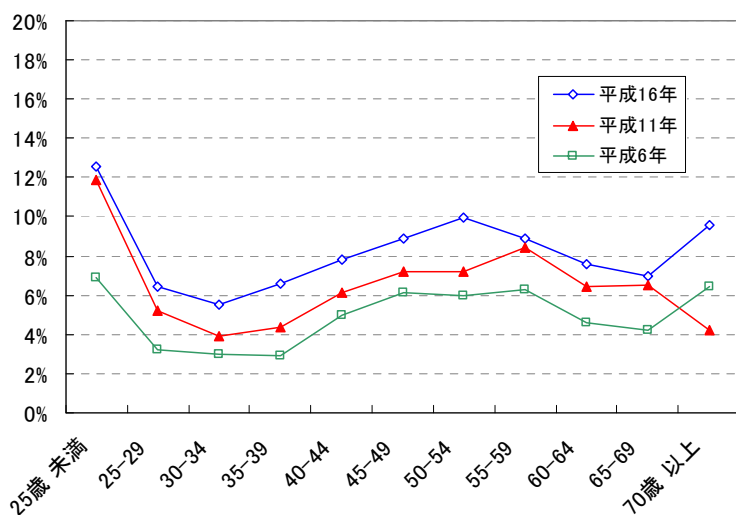
図表 8 世帯構造別世帯数・構成割合の年次比較



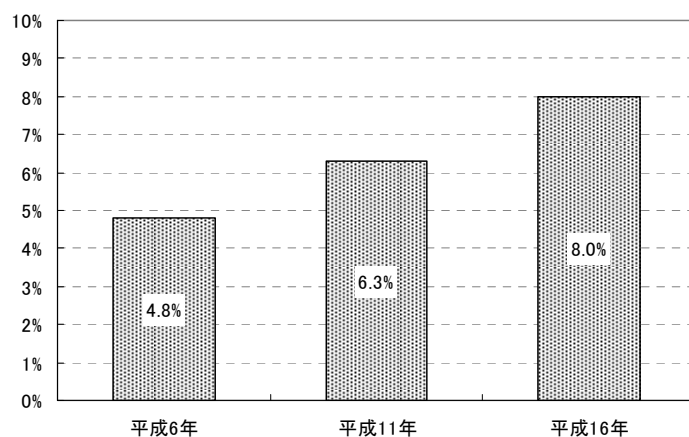
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

図表 9 「主たる生計の担い手」に占める女性の割合（2人以上・勤労世帯の女性世帯主の割合）

年齢階級別女性世帯主の割合の推移

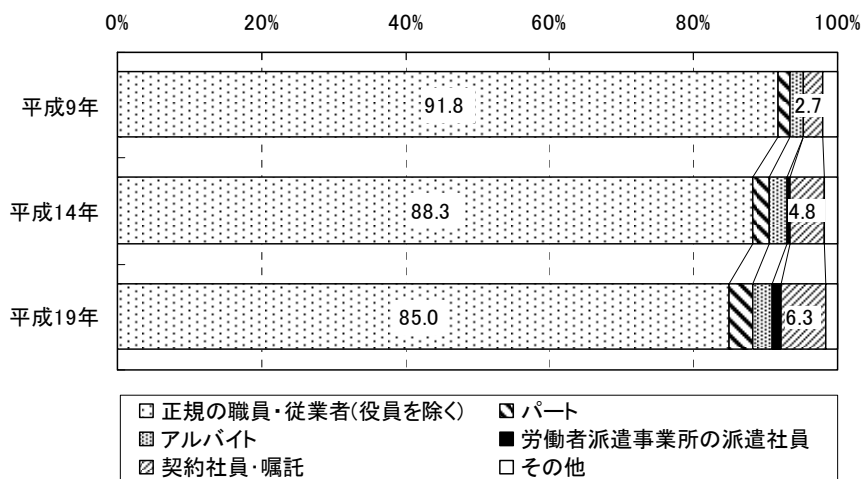


女性世帯主の割合の推移



資料:総務省「全国消費実態調査」(平成 6,11,16 年)

図表 10 既婚男性の雇用構成



資料:総務省「就業構造基本調査」(平成 9,14,19 年)

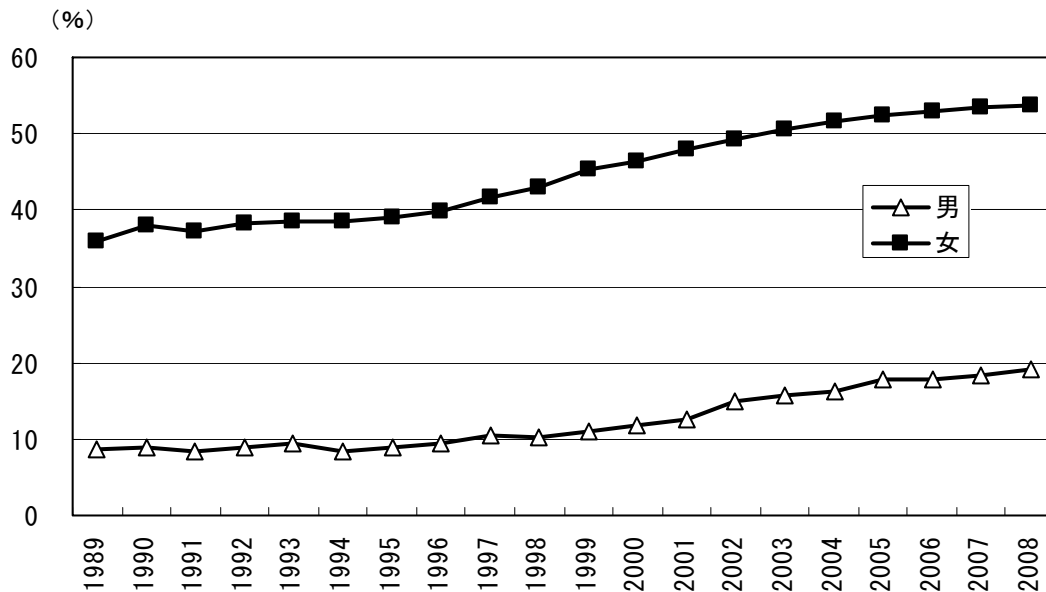
注 1:母数は、役員を除く雇用者(ただし雇用形態が不明は者は除く)

注 2:雇用形態は、平成 9 年では「契約社員」の区分がなく、平成 14 年では「契約社員・嘱託」となり、平成 19 年では「契約社員」と「嘱託」は区別されている。

## (2) 雇用・就業をめぐる変化

(非正規雇用者の増加)

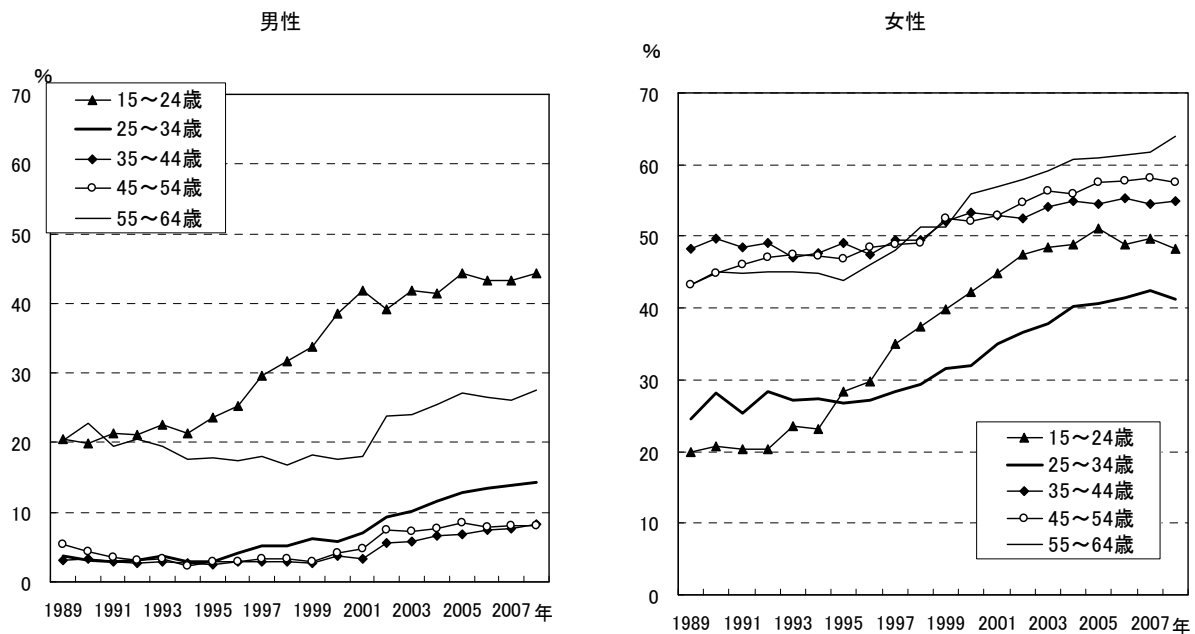
図表 11 非正規の職員・従業員比率の推移 (男女別)



資料: 2001年以前は総務庁「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省「労働力調査詳細集計」により作成。

注: 「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

図表 12 男女別・年齢階級別 非正規雇用者比率の推移



資料: 総務省「労働力調査」

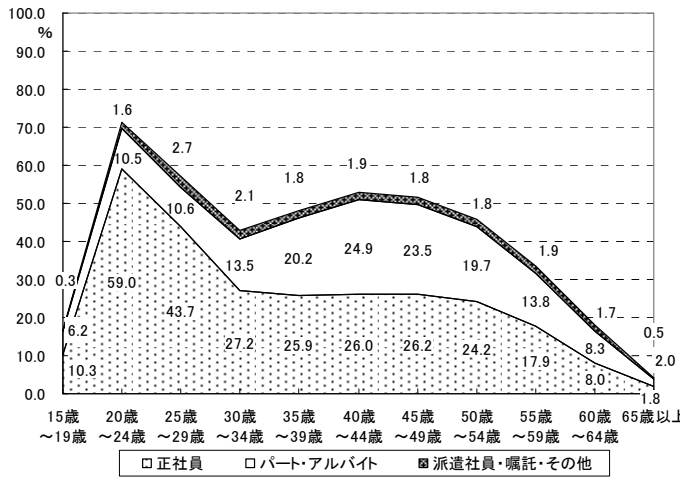
注 1: 非正規雇用者比率 = (非正規の職員・従業員) / ((正規の職員・従業員) + (非正規の職員・従業員)) × 100

注 2: 2001年以前は「労働力調査特別調査」の各年2月の数値、2002年以降は「労働力調査詳細集計」の各年平均の数値により作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

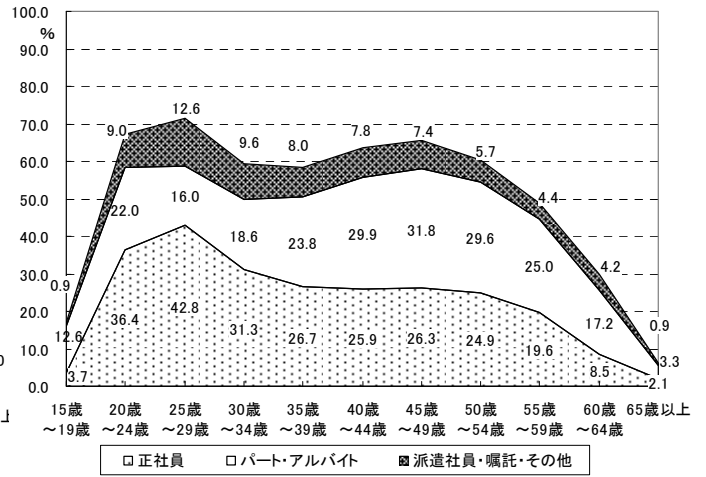
図表 13 雇用形態の内訳別：年齢階級別雇用者割合（男女別）

【女性】

平成 4 年

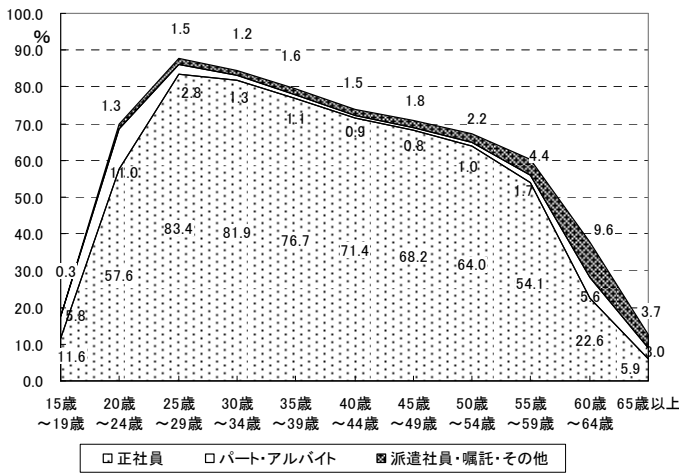


平成 1 9 年

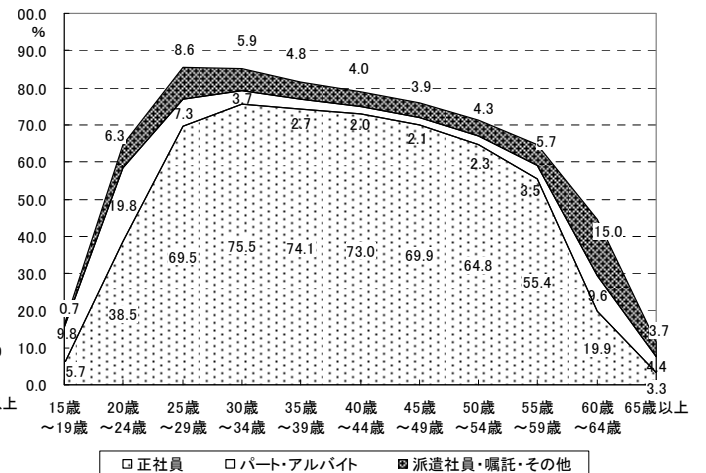


【男性】

平成 4 年



平成 1 9 年

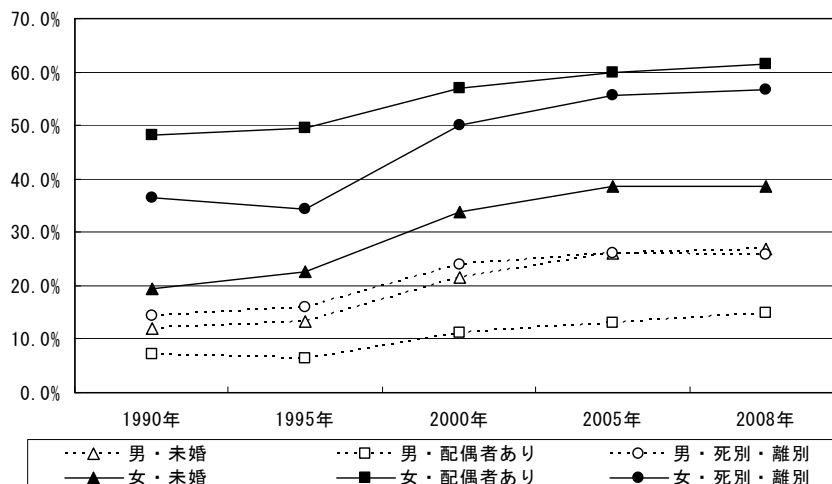


資料：総務省「就業構造基本調査」

注 1:会社役員を除く雇用者。

注 2:「正社員」とは、正規の職員・従業員。「派遣社員・嘱託・その他」とは、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託、その他。

図表 14 非正規の職員・従業員比率（男女別・配偶関係別）



資料:2001年以前は総務庁「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省「労働力調査詳細集計」により作成。

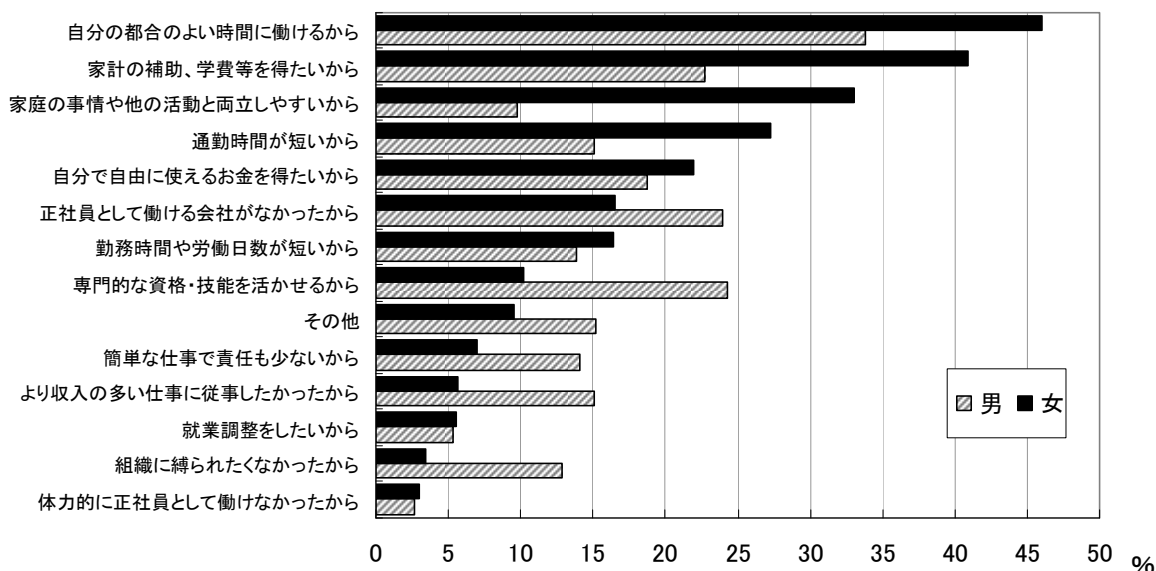
注1:「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

注2:非農林業の雇用者(役員を除く)に占める比率。非正規職員・従業員には、パート・アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他を含む。

注3:65歳以上含む全年齢。

(非正規雇用をめぐる諸問題)

図表 15 現在の就業形態を選んだ理由（正社員・出向社員以外の労働者）



資料:厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成19年)

注1:就業形態は、8つに分類されている(正社員、契約社員、嘱託社員、出向社員、派遣社員(派遣労働者・登録型、派遣労働者・常用雇用型)、臨時的雇用者、パートタイム労働者、その他)。このうち、「正社員」と「出向社員」以外の労働者の回答。

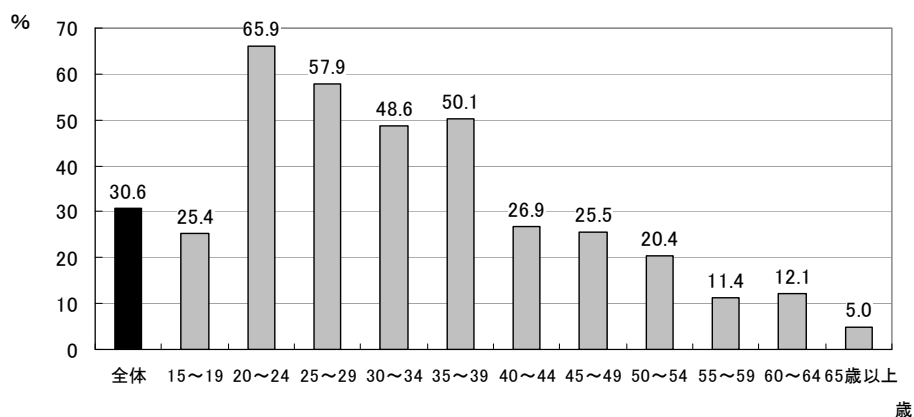
注2:複数回答(3つまで)。各就業形態の労働者のうち、回答があった労働者=100とする。

注3:就業調整とは、年収の調整や労働時間の調整のことである。

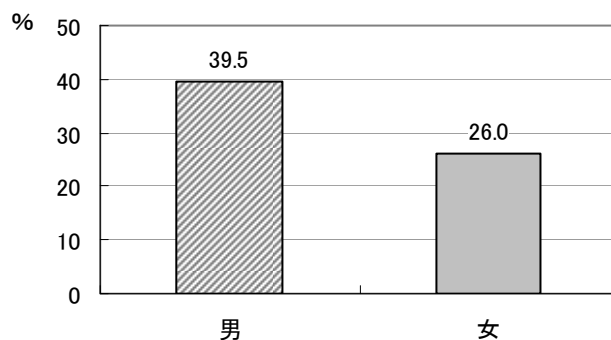


図表 16 「他の就業形態に変わりたい」正社員以外の労働者の割合

<年齢階級別>



<男女別>

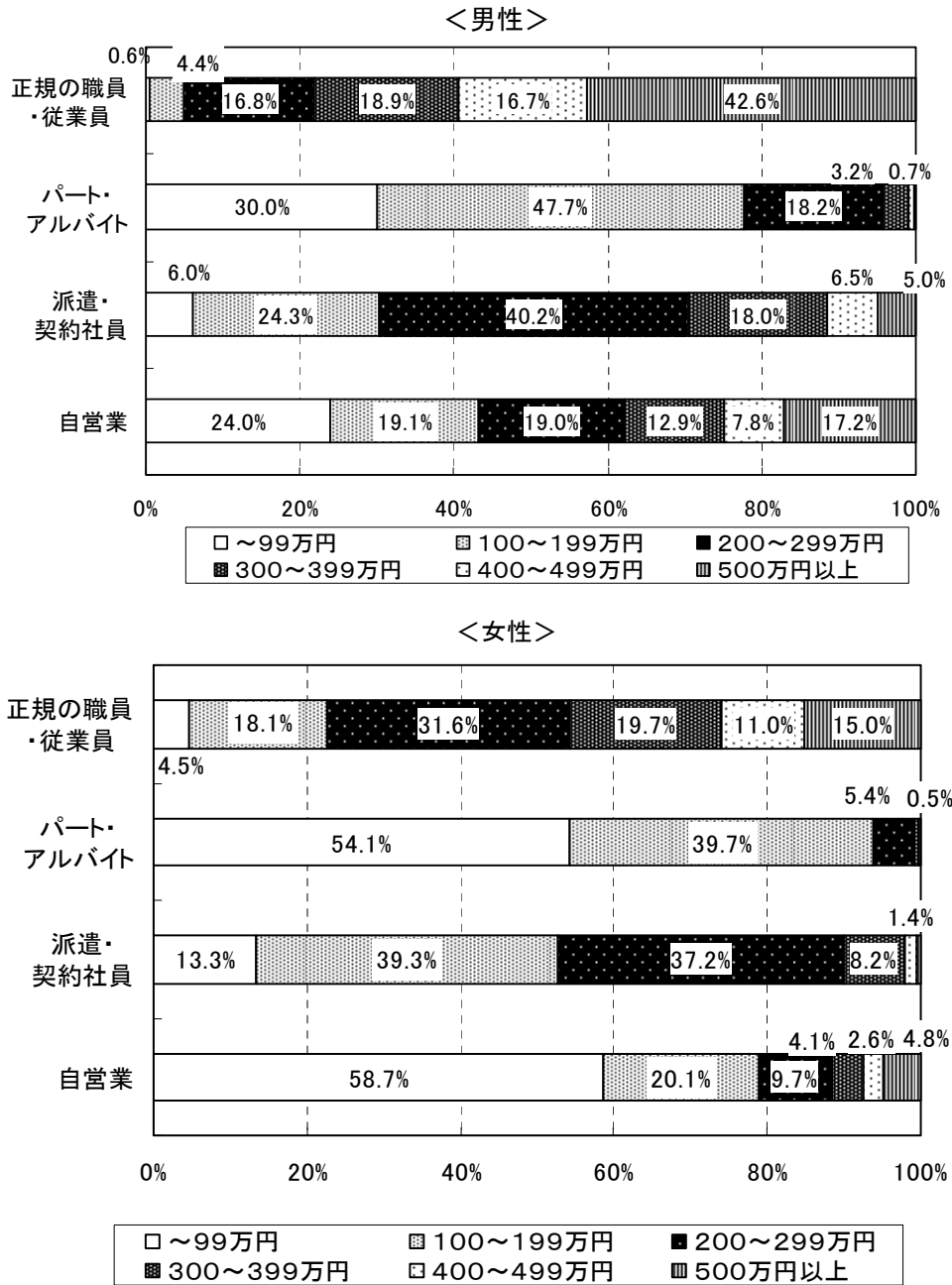


資料:厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成 19 年)

注 1:それぞれの年齢層または男女別で、「現在の会社」又は「別の会社」で働きたい正社員以外の労働者を 100 とした割合。「独立して事業をはじめたい非正社員」(全体の 1.3%)や「仕事を辞めたい非正社員」(全体の 2.7%)等は除かれる。

注 2:就業形態は、8 つに分類されている(正社員、契約社員、嘱託社員、出向社員、派遣社員(派遣労働者・登録型、派遣労働者・常用雇用型)、臨時的雇用者、パートタイム労働者、その他)。このうち「正社員以外の労働者」とは、「正社員」を除いたものをいう。

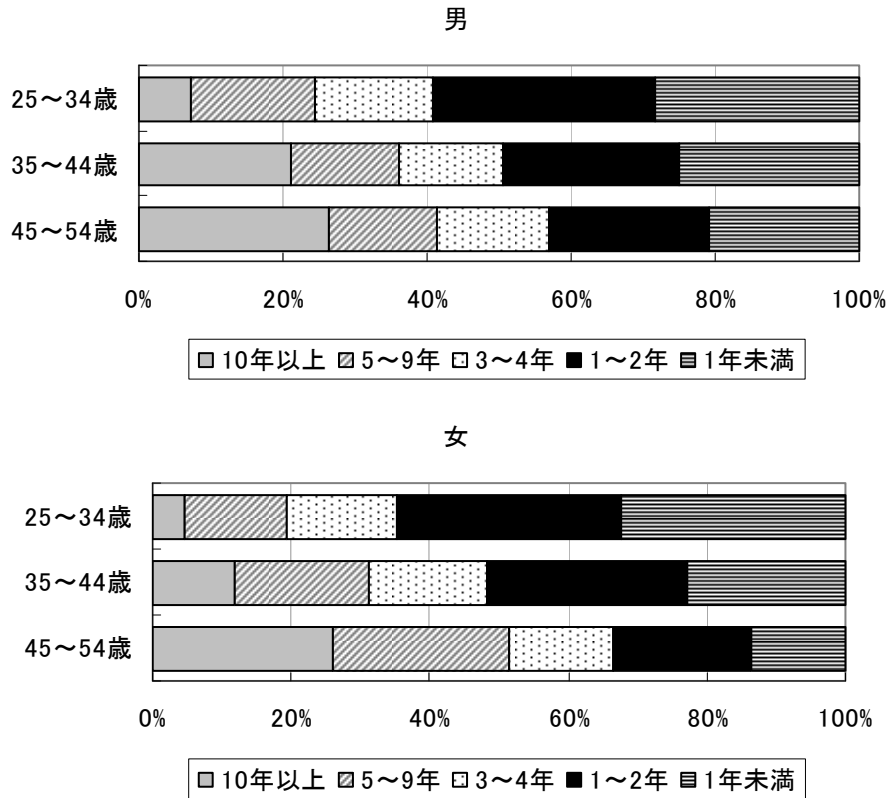
図表 17 雇用形態別所得分布



資料:総務省「就業構造基本調査」(平成19年)

注:卒業者のみ。所得不明者は除く。

図表 18 性別・年齢別：非正規雇用者における現職の継続就業期間別割合

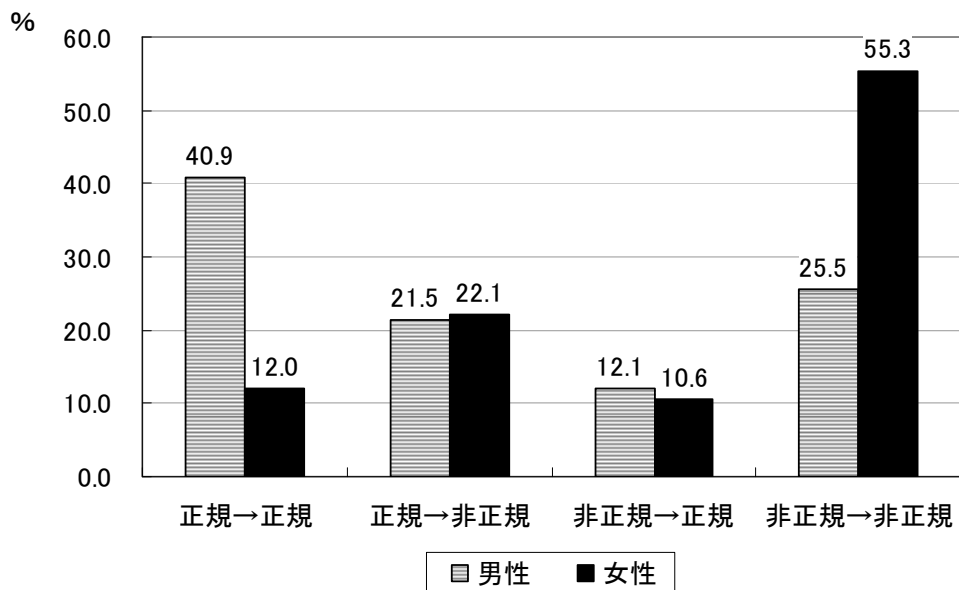


資料：総務省「就業構造基本調査」（平成 19 年）

注 1：ここでの「継続就業期間」とは、現在の勤め先（企業）に勤め始めてからの年数をいう。なお、季節的に一時休業する仕事であっても毎年繰り返しその仕事に就いている場合には、その休業期間中も継続して就業しているとみなされる。

注 2：各年齢層における非正規雇用者数（継続就業期間が不明なものを除く）を 100 としている。

図表 19 前職から現職への雇用形態の変化



資料：総務省「就業構造基本調査」（平成 19 年）

注 1：平成 18 年 10 月以降に現職に就いた前職及び現職が雇用者の者。

注 2：前職の雇用形態が「会社などの役員」または現職の雇用形態が「会社などの役員」の者を含む。

注 3：雇用形態の変化が不明な者を除いて 100 としている。

図表 20 就業状況別・過去1年間の職業能力開発の実施状況（在学者を除く）

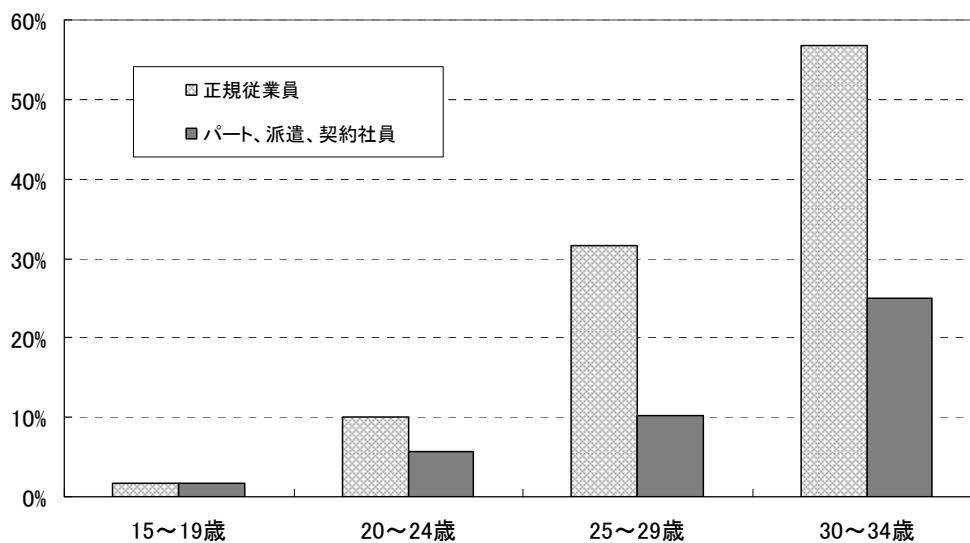
性別		（％）		
		勤務先が実施した訓練	自己啓発	いずれも行わなわす
男性	正規従業員	39.4	20.6	53.3
	パート・アルバイト	14.1	16.6	73.9
	その他非正規	21.4	17.4	68.3
	その他就業	16.7	23.7	66.0
	無業	5.5	15.7	80.9
	合計	28.7	19.8	61.3
女性	正規従業員	41.1	26.1	50.5
	パート・アルバイト	15.5	11.7	77.2
	その他非正規	26.3	23.1	60.6
	その他就業	12.2	20.4	71.9
	無業	3.3	10.5	87.4
	合計	18.5	16.5	72.3

資料：総務省「就業構造基本調査」（平成19年）。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」小杉礼子委員による特別集計

注1：回答は複数回答。

注2：在学者を除く。

図表 21 雇用形態別有配偶者の占める割合（平成19年、男性）



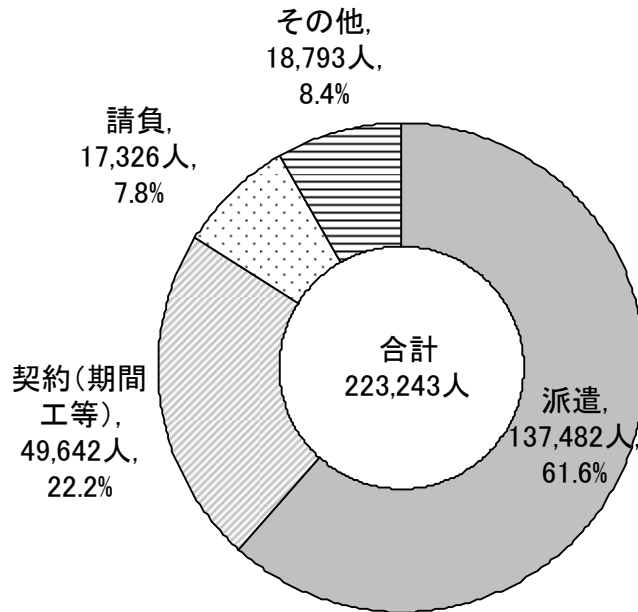
資料：総務省「就業構造基本調査」（平成19年）。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」小杉礼子委員による特別集計

注1：「パート、派遣、契約社員」は、「パート」「アルバイト」「労働者派遣事務所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」の合計。

注2：在学者を除く。

図表 22 非正規雇用の雇止め件数

<雇止め対象人数の就業形態別内訳>

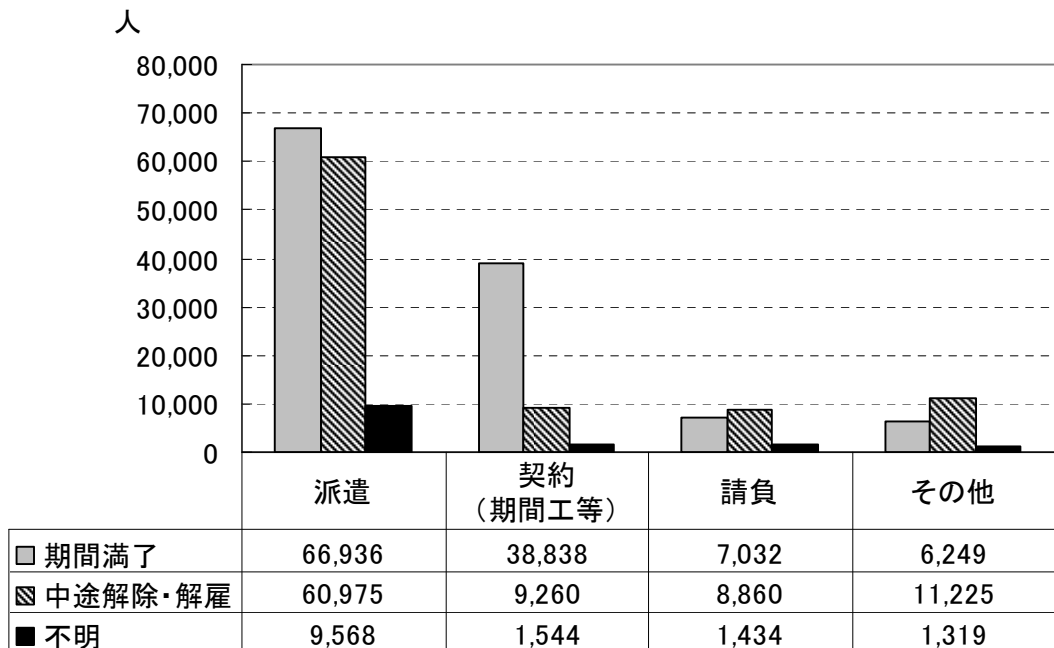


資料:厚生労働省「非正規労働者の雇止め等の状況について(平成21年6月報告)」

注1:全国の労働局及び公共職業安定所が、非正規労働者の雇止め等の状況について、企業に対する聞き取り等により把握した状況をまとめたもの。(すべての雇用調整事例を把握しているものではない。また、現時点で内容が確定している事例である。)

注2:「派遣」「請負」には、派遣元事業所、請負事業所において正社員として雇用されているものを含む。

<就業形態別・雇止め種類別：雇止め対象人数>

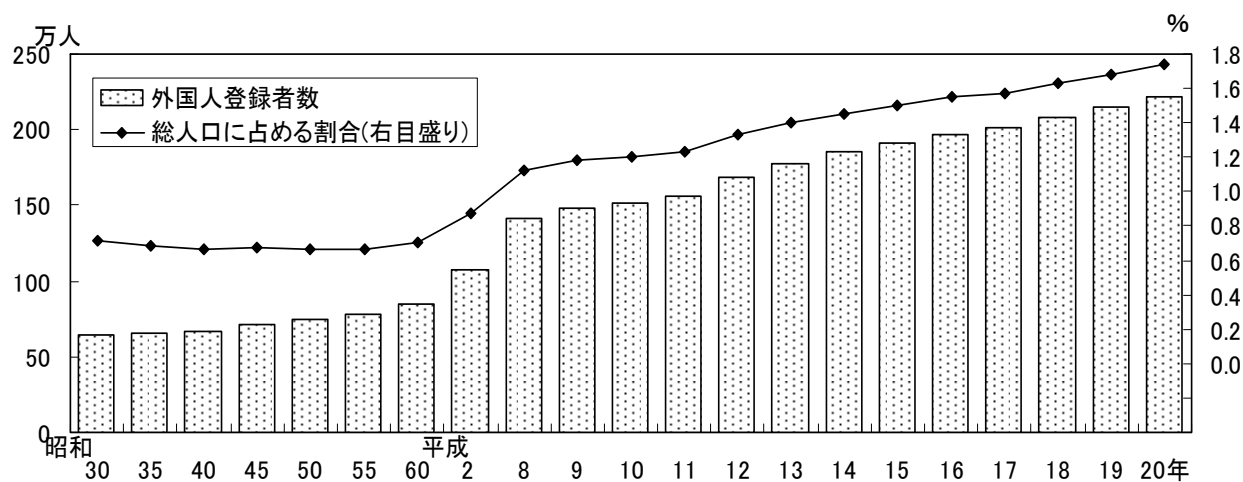


資料:厚生労働省「非正規労働者の雇止め等の状況について(平成21年6月報告)」

注:2行目の項目「中途解除・解雇」について、「派遣」「請負」は中途解除、「契約(期間工等)」、「その他」は解雇の値。

(3) グローバル化  
 (定住外国人の増加)

図表 23 外国人登録者数と総人口に占める割合の推移

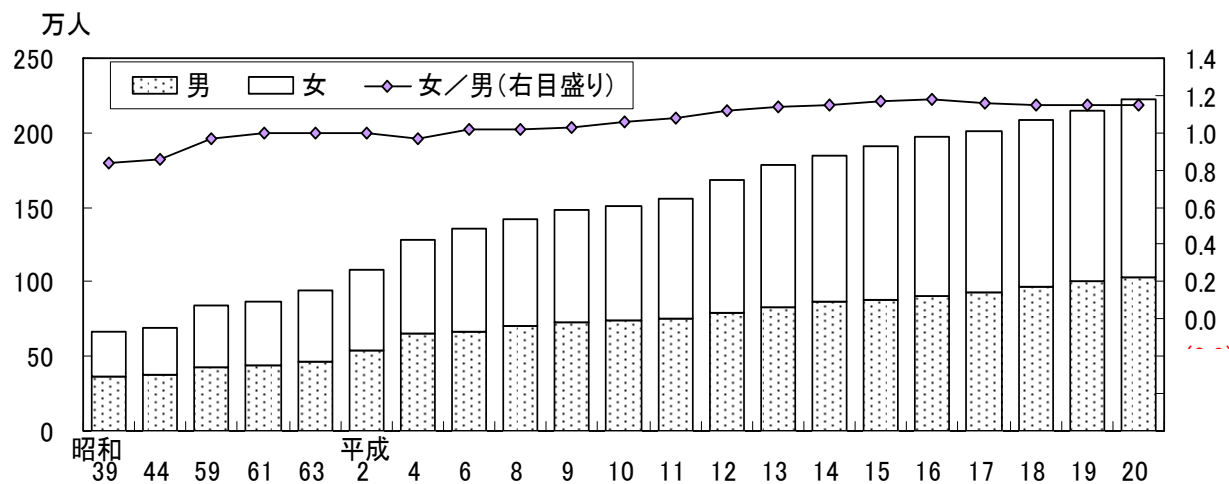


資料:法務省入国管理局「在留外国人統計」

注1:「外国人登録者数」は、各年12月末現在の数値。

注2:「総人口に占める割合」は、各年10月1日現在の人口を基に算出した。

図表 24 男女別外国人登録者数の推移

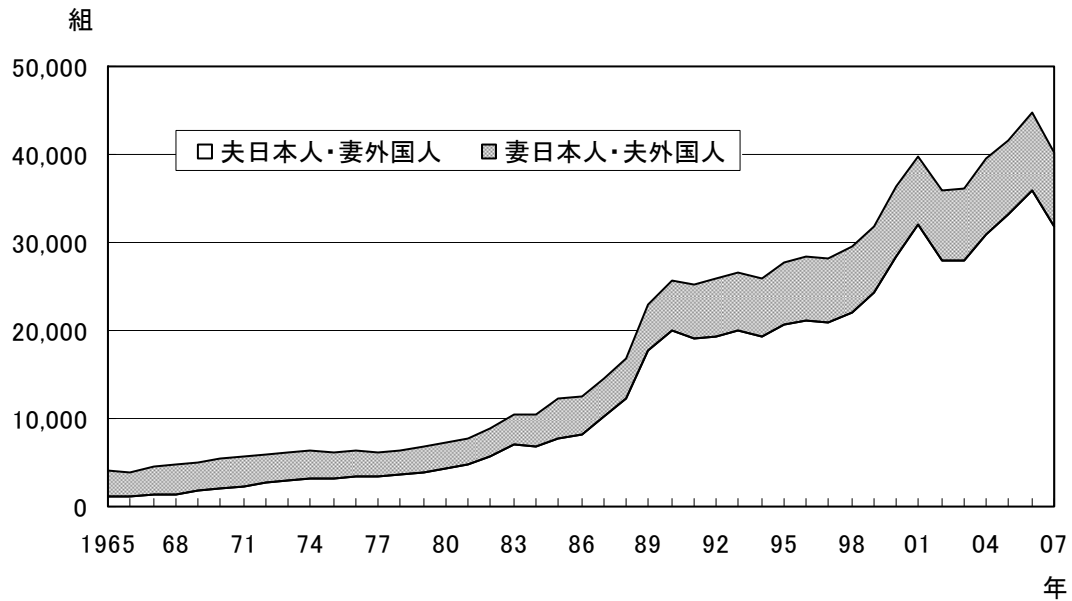


資料:法務省入国管理局「在留外国人統計」

注:昭和39年、昭和44年は4月1日現在、他は12月末現在。

(国際結婚と外国人の親を持つ子どもの増加)

図表 25 国際結婚の動向



		(%)			
		夫日本人・妻外国人		妻日本人・夫外国人	
	構成比	92年から 07年まで の変化	構成比	92年から 07年まで の変化	
中国	37.5	13.6	韓国・朝鮮	26.1	-17.5
フィリピン	29.0	-0.7	米 国	17.5	-3.4
韓国・朝鮮	17.6	-10.9	中 国	12.0	-0.1
タ イ	4.6	-3.5	英 国	4.4	1.8
ブラジル	0.9	-2.4	ブラジル	4.0	1.7
米 国	0.6	-0.7	フィリピン	1.9	1.1
ペルー	0.4	-0.3	ペルー	1.5	0.6
英 国	0.2	-0.3	タ イ	0.8	0.6
その他	9.1	5.2	その他	31.7	15.2

資料:厚生労働省「人口動態統計」

図表 26 父母の国籍（日本・外国）別にみた出生数及び構成割合（平成 18 年）

母の国籍	総数	父の国籍		嫡出でない子
		日本	外国	
総数	1,104,862 人 100.0%	1,060,226 人 96.0%	18,817 人 1.7%	25,819 人 2.3%
日本	1,078,634 人 97.6%	1,046,186 人 94.7%	9,423 人 0.9%	23,025 人 2.1%
外国	26,228 人 2.4%	14,040 人 1.3%	9,394 人 0.9%	2,794 人 0.3%

→少なくとも一方の親が外国人の出生数 35,651 人（3.2%）

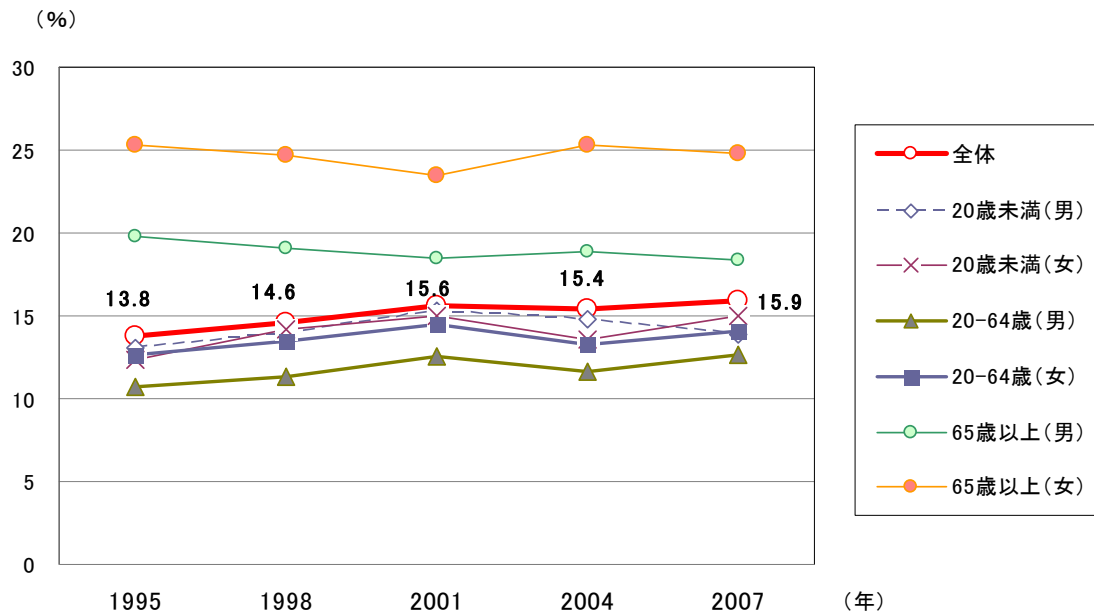
資料：厚生労働省「平成 19 年度『日本における人口動態－外国人を含む人口動態統計－』」



## ○生活困難をめぐる動向

(生活困難層の増加と多様化・一般化)

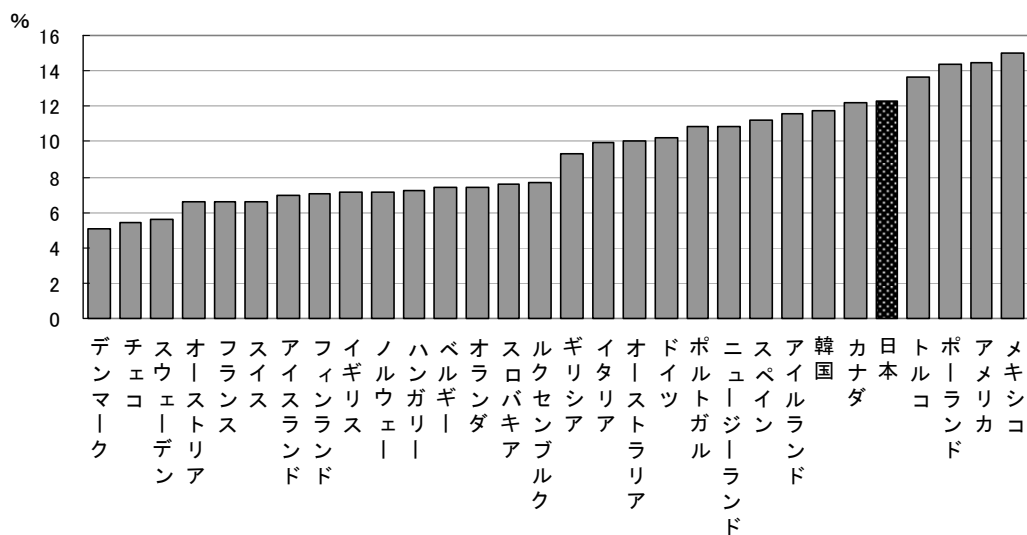
図表 27 年齢層別相対的貧困率



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成7年、平成10年、平成13年、平成16年、平成19年)。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員による特別集計。

注1:相対的貧困率は、等価世帯所得が全人口の中央値の50%未満である人の割合

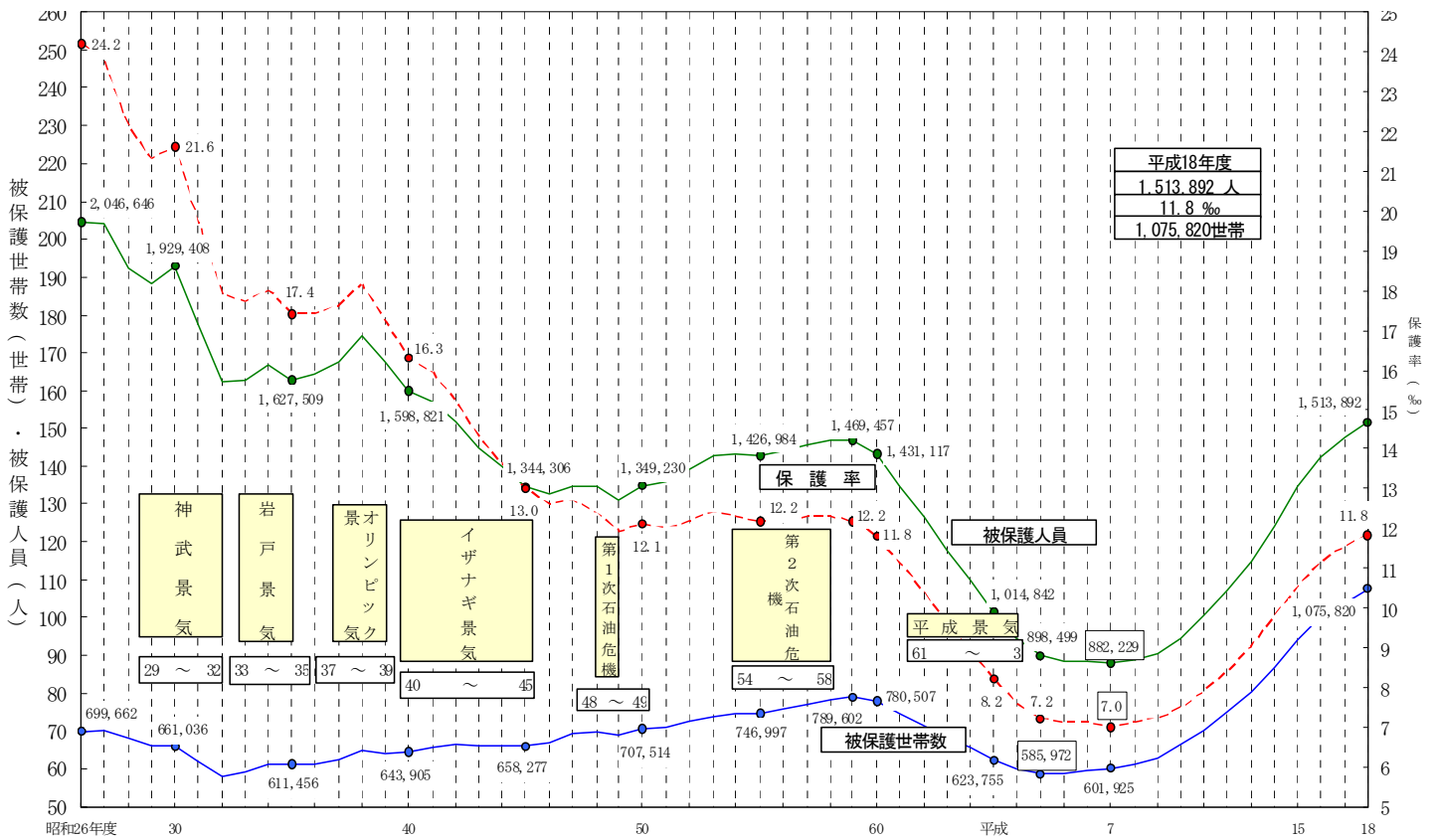
図表 28 相対的貧困率の国際比較 (勤労世代 (18-65 歳) 2000 年代中旬)



資料:OECD(2008) 'Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries'

注:相対的貧困率は、等価世帯所得が全人口の中央値の50%未満である人の割合

図表 29 生活保護：被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」より厚生労働省社会援護局作成。

図表 30 都道府県（指定都市・中核市を除く）別 生活保護被保護世帯（保護率、実世帯数、実人員）  
（平成 19 年）

都道府県	保護率 (人口千対)	実世帯数 (世帯)	実人員 (人)	都道府県	保護率 (人口千対)	実世帯数 (世帯)	実人員 (人)
北海道	20.4	42,336	61,829	滋賀	5.8	5,404	8,048
青森	15.8	13,288	17,437	京都	10.3	7,593	12,056
岩手	8.3	8,033	11,294	大阪	16.2	47,135	72,182
宮城	6.6	6,133	8,678	兵庫	10.1	24,846	35,513
秋田	10.2	5,888	8,045	奈良	9.4	6,876	9,791
山形	4.4	4,164	5,255	和歌山	8.3	4,048	5,355
福島	6.4	6,643	8,812	鳥取	8.5	3,636	5,077
茨城	5.5	12,242	16,435	島根	6.1	3,395	4,462
栃木	5.6	6,258	8,477	岡山	5.8	3,410	4,549
群馬	4.4	6,850	8,840	広島	8.3	7,360	10,366
埼玉	7.3	28,031	40,436	山口	8.8	7,810	10,475
千葉	7.0	22,924	32,004	徳島	15.0	8,679	12,017
東京	15.8	151,840	201,173	香川	6.7	2,827	3,957
神奈川	7.8	15,065	21,477	愛媛	7.6	5,681	7,148
新潟	3.8	4,644	5,976	高知	15.7	5,356	7,117
富山	1.8	1,075	1,225	福岡	20.5	35,892	54,128
石川	3.5	2,093	2,533	佐賀	7.2	4,617	6,203
福井	2.8	1,862	2,323	長崎	13.8	9,757	13,894
山梨	4.1	2,914	3,617	熊本	5.6	5,051	6,523
長野	3.1	4,487	5,632	大分	12.7	7,294	9,353
岐阜	1.9	2,615	3,296	宮崎	9.6	5,706	7,450
静岡	3.5	6,302	8,073	鹿児島	13.2	10,635	14,823
愛知	3.0	8,858	12,058	沖縄	17.0	15,732	23,279
三重	7.1	9,643	13,259				

資料:厚生労働省統計表データベースシステム『厚生統計要覧』第3編 社会福祉、第1章生活保護

注1:原出所は、統計情報部「平成19年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」。

注2:保護率に基づいて都道府県を並べている(指定都市・中核市を除く。)

注3:保護率=(1か月平均の被保護実人員)/(現在推計人口(千人))。

図表 31 生活保護：世帯類型別被保護世帯数の推移

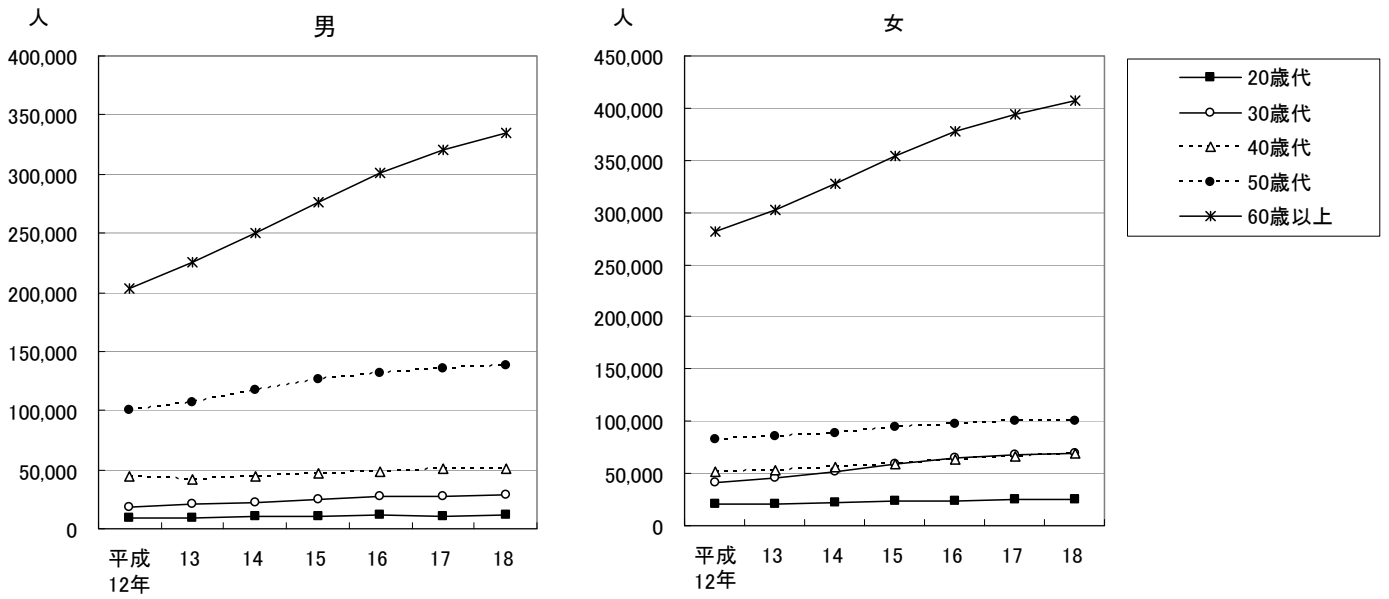
	昭和 59年度	構成割合 (%)	平成 7年度	構成割合 (%)	平成 16年度	構成割合 (%)	増加率	
							昭和59→ 平成7	平成7→ 平成16
総数	787,758	100.0	600,980	100.0	997,149	100.0	▲23.7%	+65.9%
高齢者世帯	241,964	30.7	254,292	42.3	465,680	46.7	+5.1%	+83.1%
母子世帯	115,265	14.6	52,373	8.7	87,478	8.8	▲54.6%	+67.0%
傷病者・ 障害者世帯	355,251	45.1	252,688	42.0	349,843	35.1	▲28.9%	+38.4%
その他世帯	75,278	9.6	41,627	6.9	94,148	9.4	▲44.7%	+126.2%

資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

注1:平成17年度より世帯の定義を変更したことから、平成16年度以前で比較。

注2:各年1か月平均。

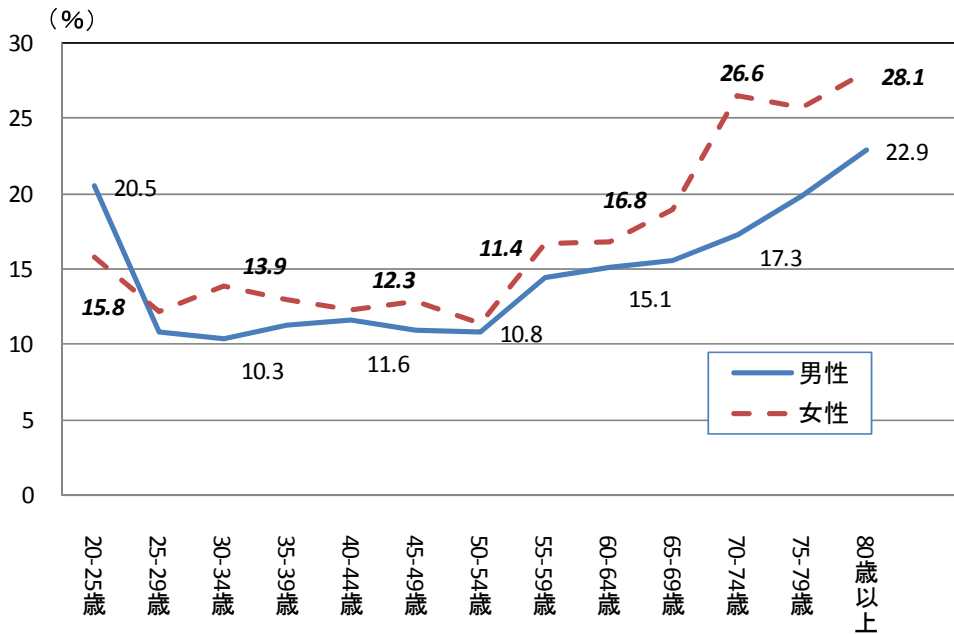
図表 32 生活保護：被保護人員数の推移（性別、年齢別）



資料：厚生労働省「被保護者全国一斉調査」

（女性に多くみられる生活困難）

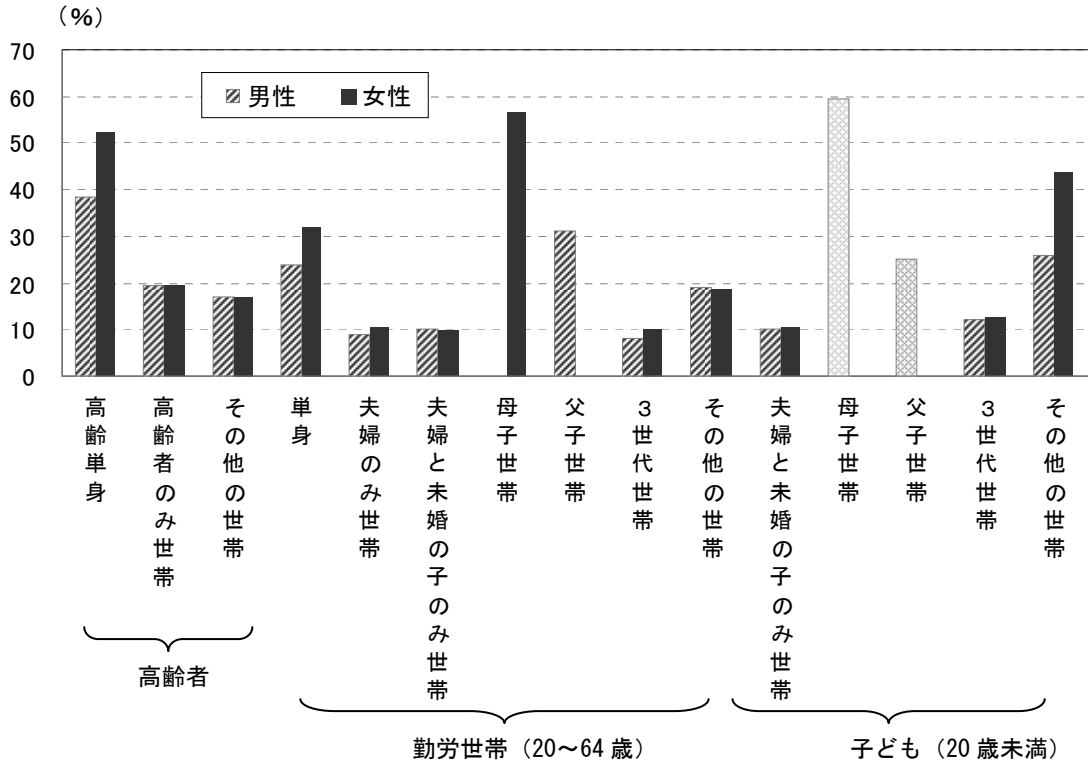
図表 33 年齢階層別・男女別：相対的貧困率（平成19年）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成19年）。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員による特別集計

注：相対的貧困率は、等価世帯所得が全人口の中央値の50%未満である人の割合

図表 34 年齢別・世帯類型別：相対的貧困率（平成 19 年）

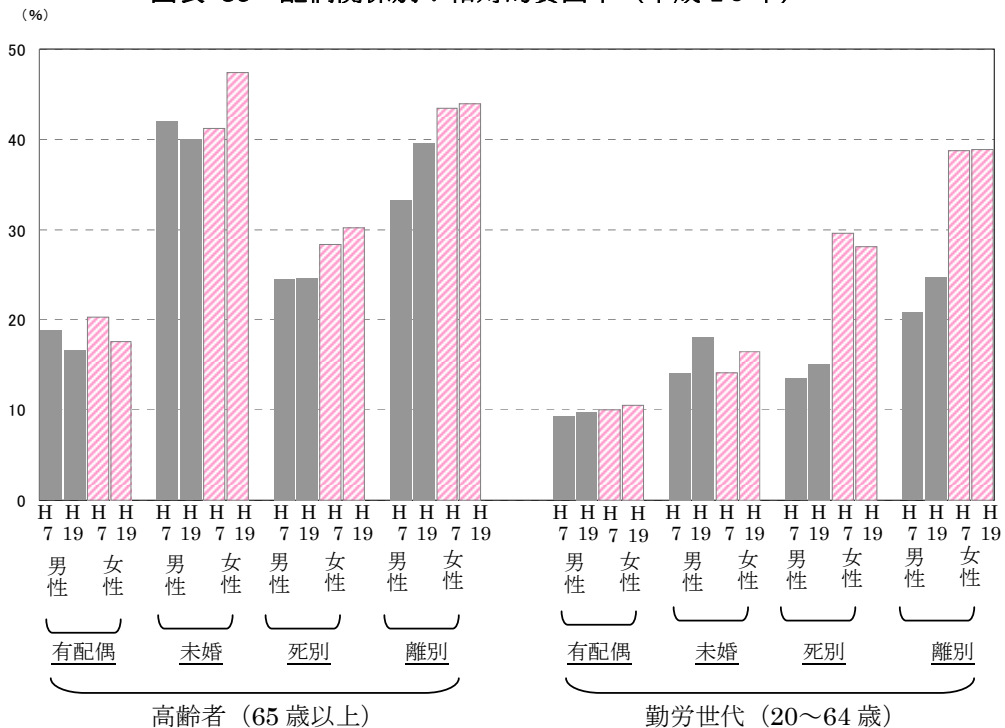


資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 19 年)。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員による特別集計

注1：相対的貧困率は、等価世帯所得が全人口の中央値の 50%未満である人の割合

注2：母子世帯、父子世帯の子ども(20 歳未満)は男女別ではなく、男女合計値

図表 35 配偶関係別：相対的貧困率（平成 19 年）

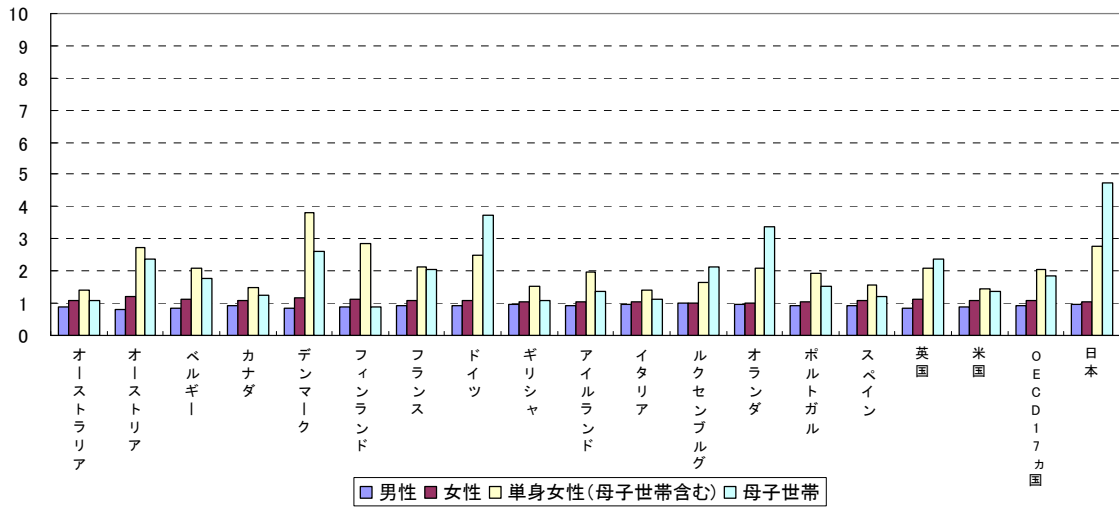


資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 19 年)。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員による特別集計

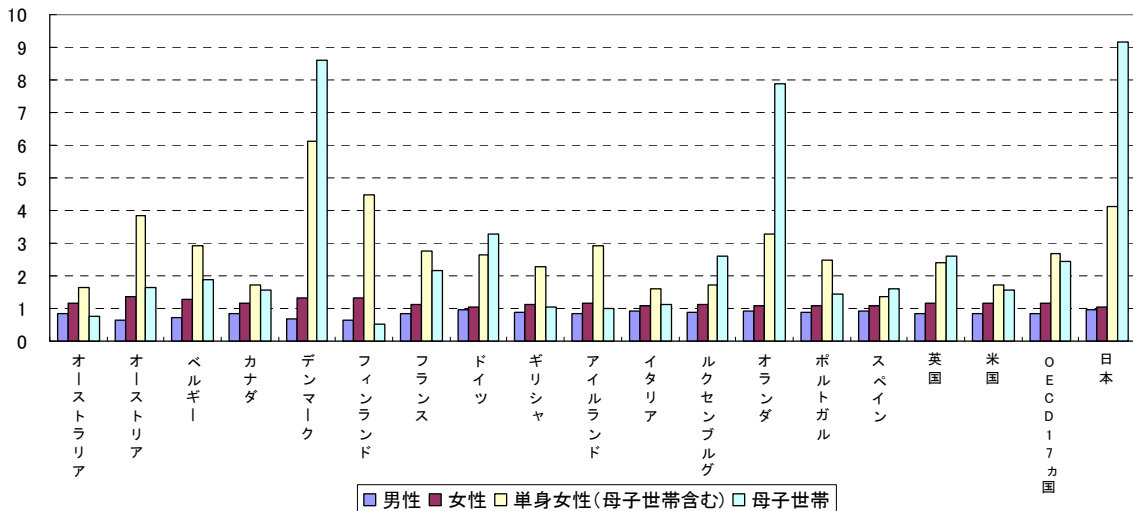
注：相対的貧困率は、等価世帯所得が全人口の中央値の 50%未満である人の割合

図表 36 男女別・配偶関係別にみた貧困に陥るリスク

< 3年間のうち少なくとも1度貧困に陥るリスク >



< 3年間にわたって貧困に陥るリスク >



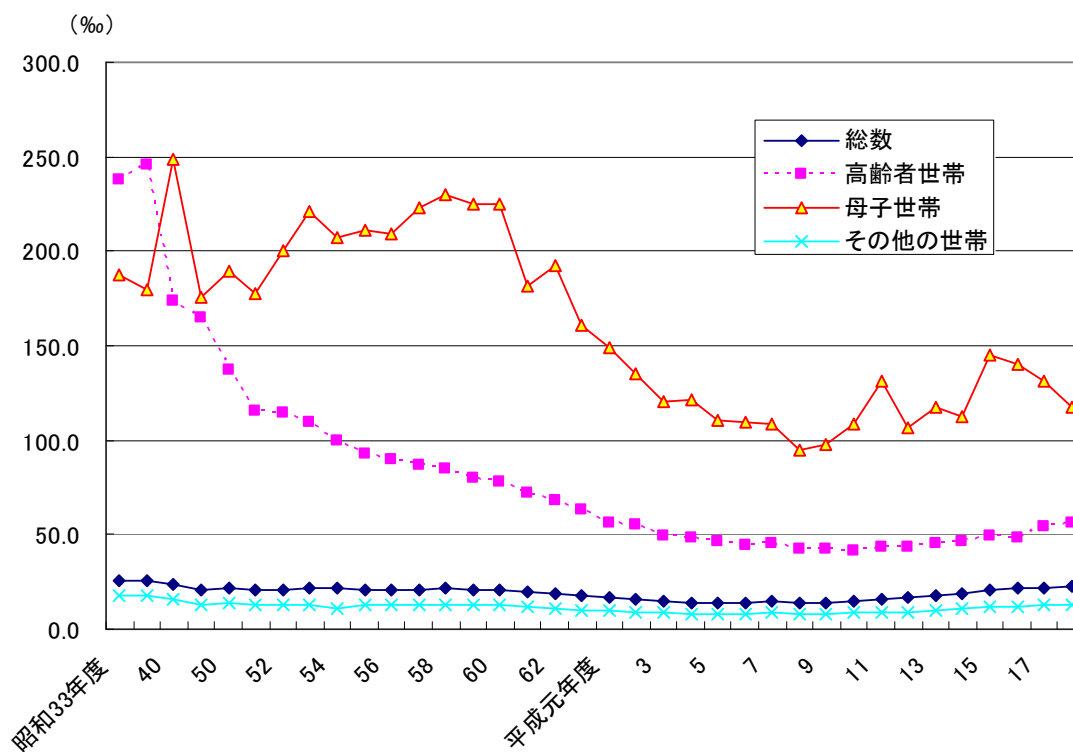
資料:OECD(2008) 'Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries'

データ出所:欧州諸国(1999-2001年)はthe European Community Household Panel (ECHP)、カナダ(2002-2004年)はthe Cross National Equivalent File of the Survey of Labour and Income Dynamics (SLID)、オーストラリア(2002-2004年)はthe Cross National Equivalent File of the survey Household Income and Labour Dynamics in Australia (HILDA)、アメリカ(2001-2003年)はthe Survey of Income and Program Participation (SIPP)、日本(2005-2007年)は「慶應義塾家計パネル調査(the Keio Household Panel Survey:KHPS)」である。

注 1: 貧困に陥るリスクは、ある特定グループ(たとえば母子世帯など)の貧困率とその国の全人口の貧困率(全人口の貧困率=1)の比率で計算されている。例えば、リスクの値が2.7であれば、貧困に陥るリスクが全人口の2.7倍高いということである。

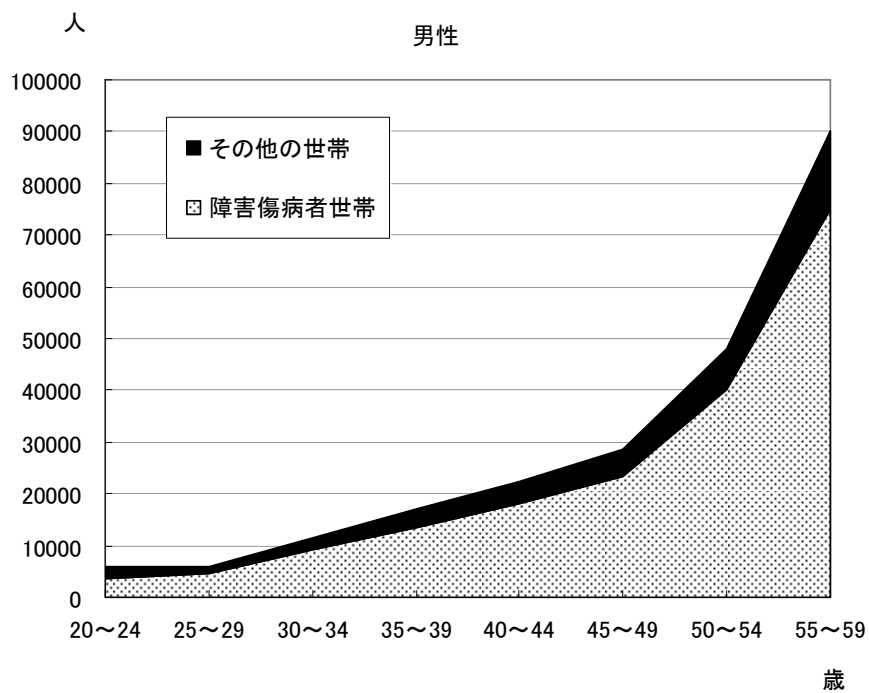
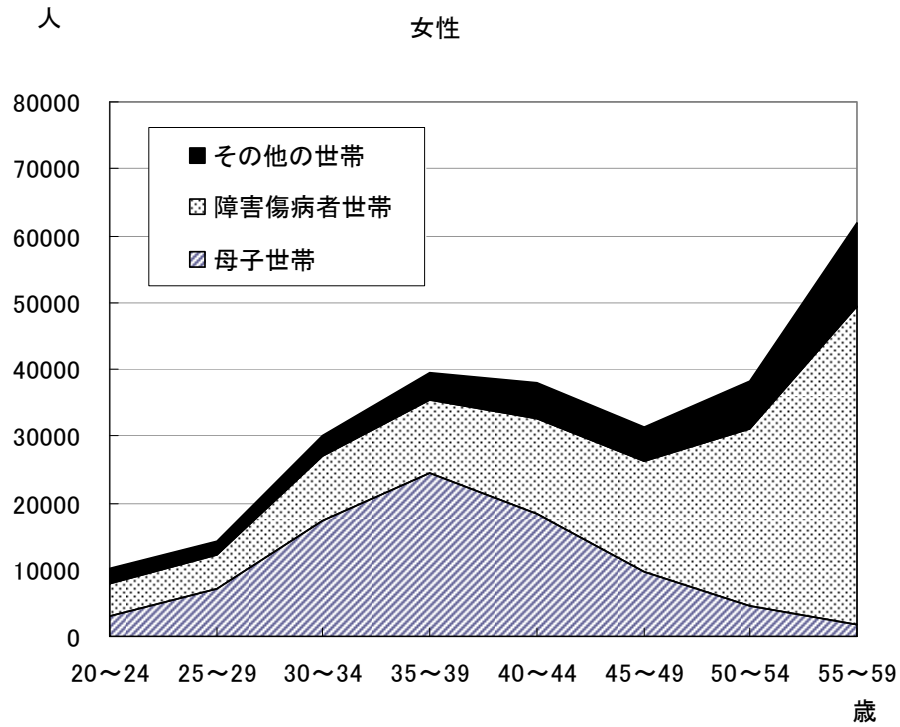
注 2: 貧困率は、世帯可処分所得(世帯員数の平方根により等価所得に計算したもの)の中央値の50%を貧困基準とし、それより低い世帯所得の人の割合

図表 37 生活保護の世帯類型別世帯保護率の年次推移



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「生活保護」に関する公的統計データ一覧(2008年10月)(出所は生活保護の動向編集委員会編集「生活保護の動向」平成19年版)  
 (原典)福祉行政報告例(昭和45年以前は被保護者全国一斉調査(個別調査))、国民生活基礎調査  
 注1: 1か月平均。保護停止中の世帯を含まない。  
 注2: 世帯保護率は、被保護世帯数の各世帯数を「国民生活基礎調査」の各世帯数(世帯千対)で除したもの。

図表 38 性別、年齢別、生活保護受給人数（20歳以上60歳未満・平成18年）

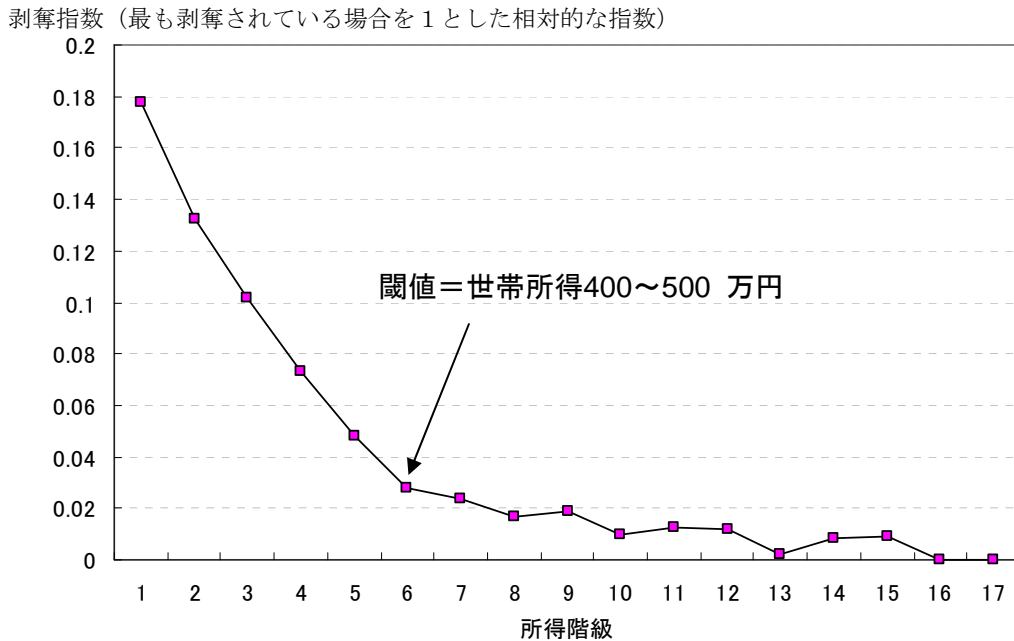


資料:厚生労働省「被保護者全国一斉調査」(平成18年)



(経済的困難がもたらす社会的排除)

図表 39 所得階級別：相対的剥奪指標（平均値）



資料：阿部彩(2006)「相対的剥奪の実態と分析：日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策における福祉と就労(社会政策学会誌第16号)』法律文化社(2006.9.30)、pp.251-275.

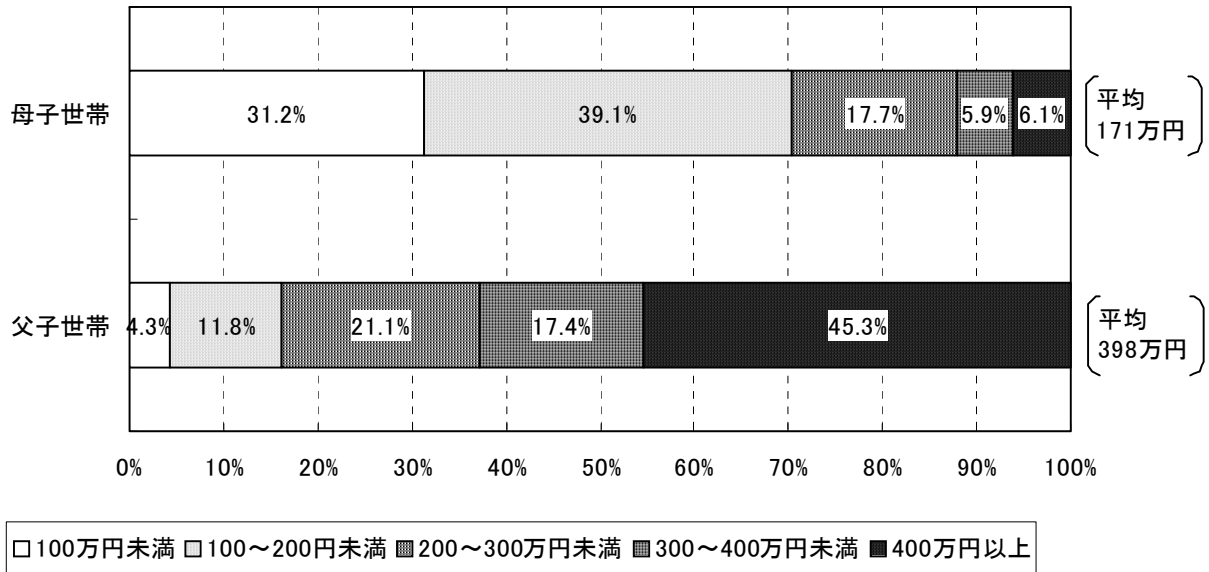
注1：相対的剥奪とは、「人々が社会で通常手にいれることのできる栄養、衣服、住宅、居住設備、就労、環境面や地理的な条件についての物的な標準にこと欠いていたり、一般に経験されているか享受されている雇用、職業、教育、レクリエーション、家族での活動、社会活動や社会関係に参加できない、ないしはアクセスできない」(Townsend 1993, p.94, 訳は柴田 1997, p.8)状態を言う。本グラフの相対的剥奪指標は、上記の定義に基づき平成14年「福祉に関する国民意識調査」(全国成人男女2,000人対象(有効回答数=1,350))をもとに測定したもので、最も剥奪されている場合を1とした場合の相対的な指数。

注2：所得階級1=50万円未満、階級2=50～100万、階級3=100～200万・・・階級5=300～400万円、階級6=400～500万円、階級7=500～600万円、・・・階級12=1千万～1.2千万・・・階級16=1.8千～2千万、階級17=2千万以上

## ○分野別にみた生活困難をめぐる実態と支援ニーズ

(ひとり親世帯)

図表 40 母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合



(参考) 全世帯と母子・父子世帯の年間平均収入の比較

	全世帯	母子世帯	一般世帯を 100とした場 合の母子世帯 の平均収入	父子世帯	一般世帯を 100とした場 合の父子世帯 の平均収入
平成 14 年	589.3 万円	212 万円	36.0	390 万円	66.2
平成 17 年	563.8 万円	213 万円	37.8	421 万円	74.7

資料:「全国母子世帯等調査」(厚生労働省、平成 18 年度)

注 1:「平均年間就労収入」とは、母本人または父本人の平成 17 年の年間就労収入である。

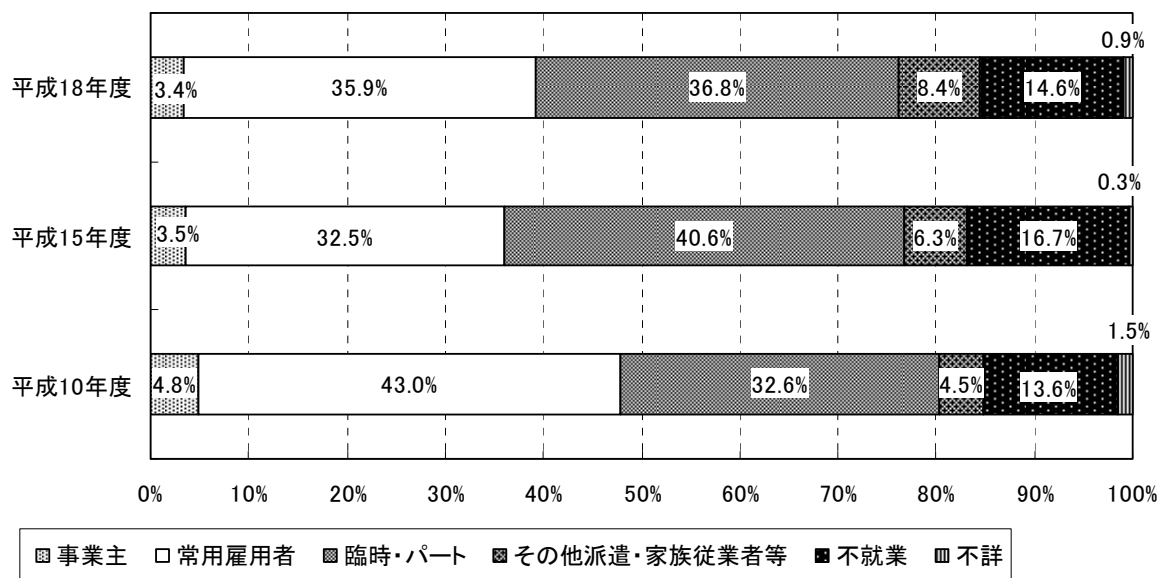
注 2:総数は不詳を除いた数値である。

注 3:「年間平均収入」とは、母子(父子)世帯の、母(父)以外の収入も含む世帯全体の収入。

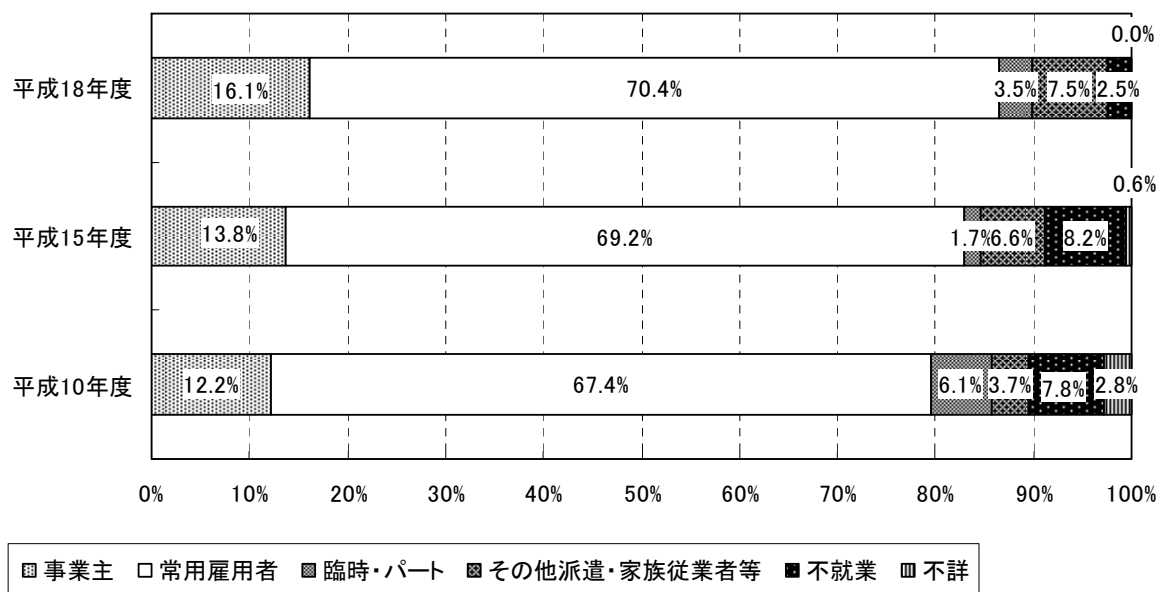
注 4:全世帯の年間平均収入については、国民生活基礎調査の平均所得の数値。

図表 41 母子・父子世帯の就業状況の推移

【母子世帯】



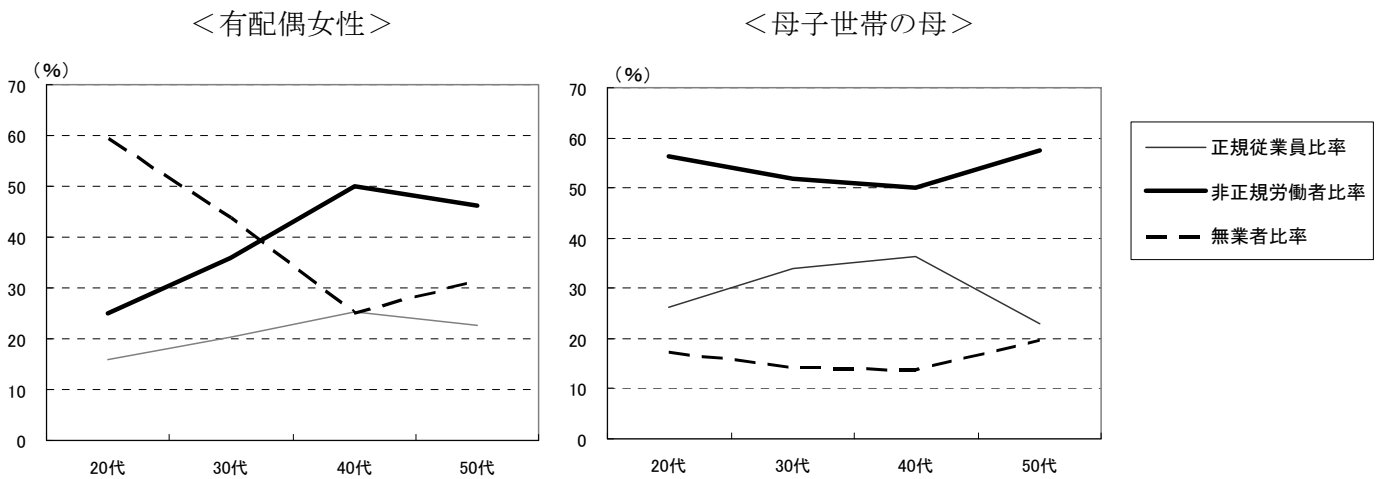
【父子世帯】



資料:厚生労働省「全国母子世帯等調査」

注:母子(父子)世帯とは、父(母)のいない児童(満20歳未満世帯の子どもであって、未婚のもの)がその母(父)によって養育されている世帯。

図表 42 有配偶者女性と母子世帯の母の年代別就業状況



資料：総務省「就業構造基本調査」(平成 19 年)。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」白波瀬佐和子委員による特別集計

図表 43 母子生活支援施設の入所理由別入所世帯数

(世帯数)

	入所世帯数	夫などの暴力	児童虐待	入所前の家庭環境の不適切	母親の心身の不安定	職業上の理由	住宅事情	経済事情	その他	無回答
平成 18 年	4,092	1,557	71	284	114	11	989	840	150	76
	100.0%	38.0%	1.7%	6.9%	2.8%	0.3%	24.2%	20.5%	3.7%	1.9%
平成 16 年	4,131	1,484	47	313	161	22	1,051	908	133	12
	100.0%	35.9%	1.1%	7.6%	3.9%	0.5%	25.4%	22.0%	3.2%	0.3%

資料：社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会「平成 18 年度全国母子生活支援施設実態調査」(平成 19 年 3 月)

注：各年 4 月 1 日現在の在所世帯

図表 44 母子生活支援施設：外国籍の母親の入所理由別入所世帯数

(世帯数)

	入所世帯数	全入所世帯に占める割合	夫などの暴力	児童虐待	入所前の家庭環境の不適切	母親の心身の不安定	職業上の理由	住宅事情	経済事情	その他
平成 18 年	393	393/4092	221	7	13	5	1	68	62	16
	100.0%	9.6%	56.2%	1.8%	3.3%	1.3%	0.3%	17.3%	15.8%	4.1%
平成 16 年	244	244/4131	136	6	11	5	-	40	39	7
	100.0%	5.9%	55.7%	2.5%	4.5%	2.0%	0.0%	16.4%	16.0%	2.9%

資料：社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会「平成 18 年度全国母子生活支援施設実態調査」(平成 19 年 3 月)

注：各年 4 月 1 日現在の在所世帯

図表 45 母子生活支援施設：障害のある母親の入所状況

(人数)

	入所世帯数	全入所世帯に占める割合	身体障害者手帳保有	身体障害者手帳なし(取得可能性あり)	療育手帳保有	療育手帳なし(取得可能性あり)	精神障害者手帳保有	精神障害者手帳なし(精神科等受診)	その他の障害	その他
平成 18 年	671	671/4092 16.4%	50 7.5%	6 0.9%	94 14.0%	68 10.1%	75 11.2%	311 46.3%	21 3.1%	46 6.9%
平成 16 年	651	651/4131 15.8%	56 8.6%	9 1.4%	98 15.1%	66 10.1%	49 7.5%	314 48.2%	20 3.1%	39 6.0%

資料:社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会「平成 18 年度全国母子生活支援施設実態調査」(平成 19 年 3 月)

注:「全入所世帯に占める割合」はデータをもとに内閣府作成

図表 46 被保護母子世帯の状況

被保護母子世帯の貧困事象 (総世帯数 N=214)

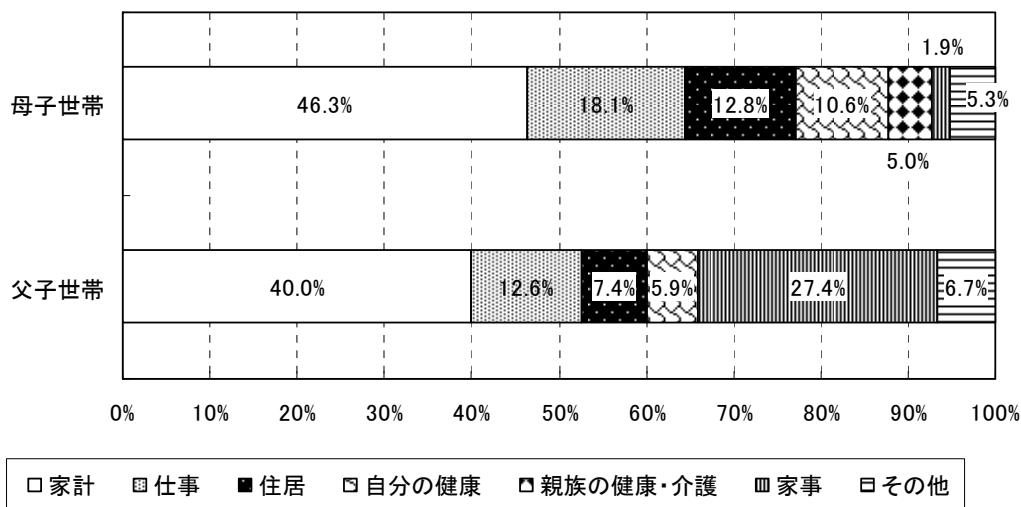
親の疾患罹患(精神疾患)	低位学歴	受給履歴	世代間連鎖	10代出産ママ	非嫡出子	DV	子どもの病気	子どもの問題	児童虐待
174 (23.9%)	123 (16.9%)	94 (12.9%)	68 (9.4%)	55 (7.6%)	55 (7.6%)	47 (6.5%)	46 (6.3%)	45 (6.2%)	20 (2.7%)

資料:道中隆「保護受給層の貧困の様相－保護受給世帯における貧困の固定化と世代的連鎖－」(『生活経済政策』2007年8月号)及び道中隆「被保護母子世帯の貧困ダイナミクス－受給層の母子世帯をめぐる貧困誘因について」(2008.10.11 社会政策学会第117回(岩手大学))

注1:本表は平成20年のB市自治体における生活保護受給世帯の実態調査をもとに著者作成。

注2:子どもの問題は、ひきこもり、不登校、シンナー・覚せい剤、窃盗、売春、インターネット出会い系サイト、妊娠等であり、ことばの遅れ、落ち着き欠如などの健全育成上の問題種別は含めない。

図表 47 母子世帯・父子世帯の困りごと (平成 18 年)

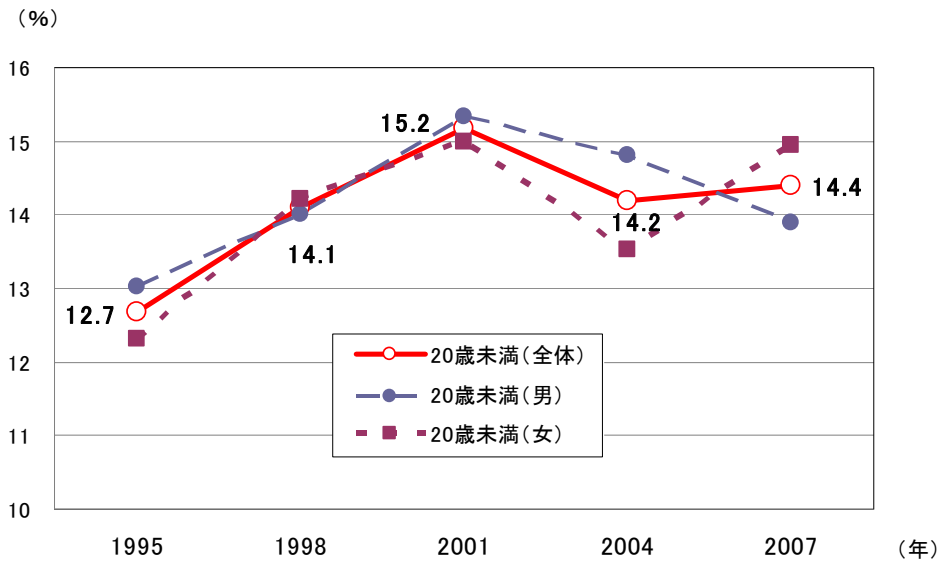


資料:厚生労働省「全国母子世帯等調査」(平成 18 年度)

注:総数は不詳を除いた数値である。

(子ども)

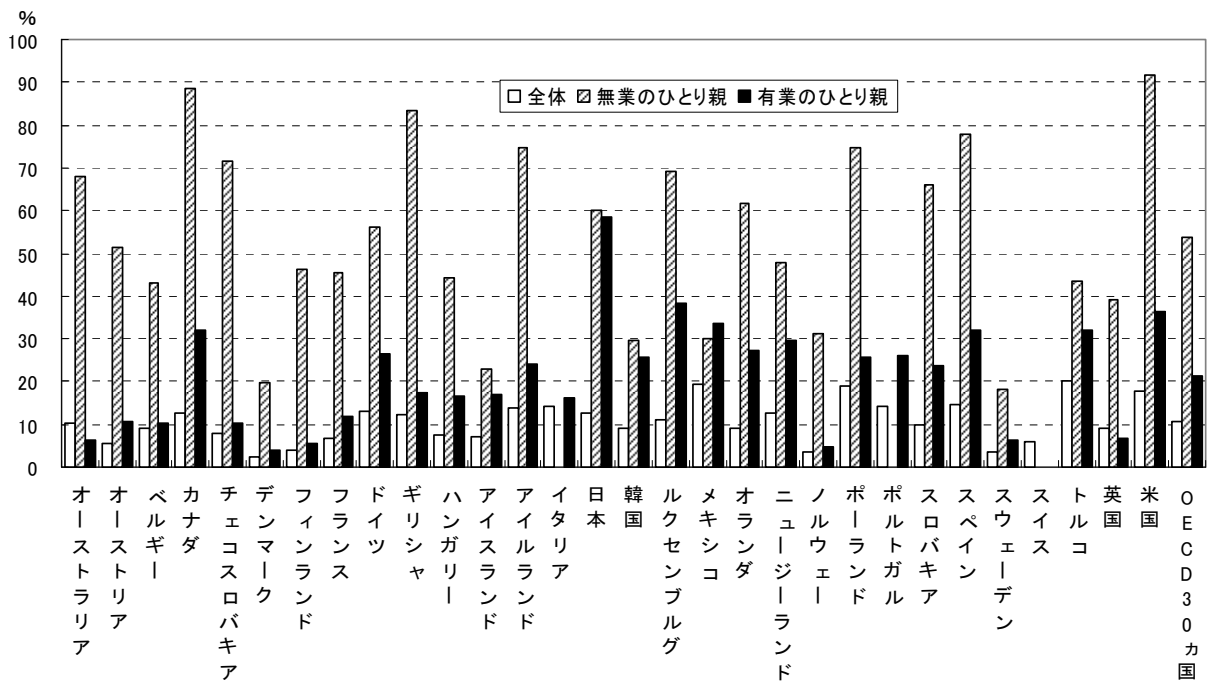
図表 48 子ども（20歳未満）の相対的貧困率



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 19 年)。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員による特別集計

注:相対的貧困率は、等価世帯所得が全人口の中央値の 50%未満である人の割合

図表 49 子どもがいる世帯の相対的貧困率(2000 年代中盤)



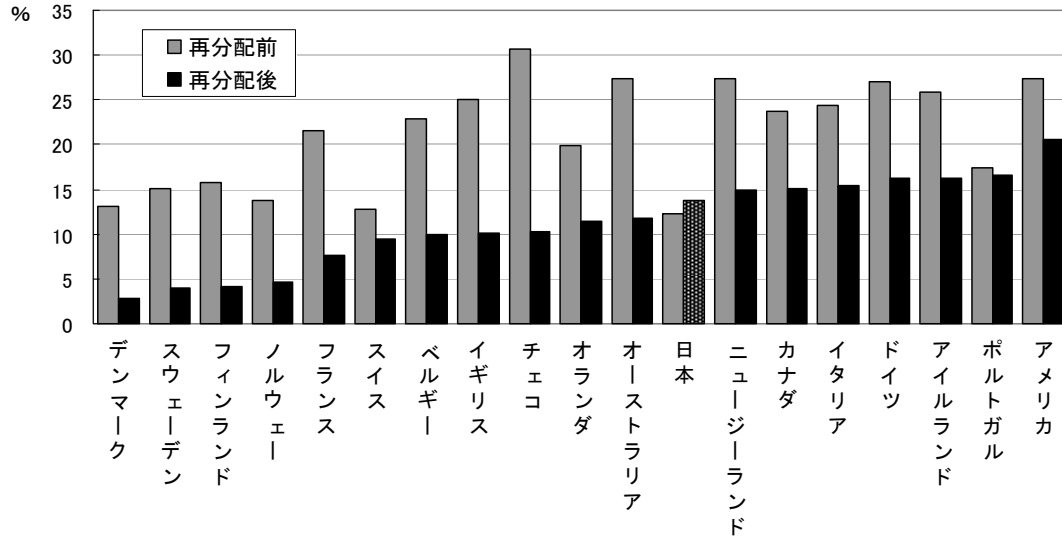
資料:OECD(2008) 'Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries'

注 1:相対的貧困率は、等価世帯所得が全人口の中央値の 50%未満である人の割合

注 2:イタリア、ポルトガルの無業のひとり親世帯は、サンプルサイズが小さくデータはない。

注 3:スイスは、就業の有無別ひとり親世帯のデータがない。

図表 50 子どものいる世帯の相対的貧困率(再分配前・再分配後)



資料:OECD(2008) ‘Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries’

注 1:チェコ、ベルギー、アイルランド、ポルトガルは 2000 年頃のデータ。それ以外の国は 2000 年代中盤のデータ。

注 2:再分配前は市場所得 (market income)、再分配後は可処分所得 (disposable income)。

注 3:日本の数値は、「国民生活基礎調査」(厚生労働省)の調査結果による。

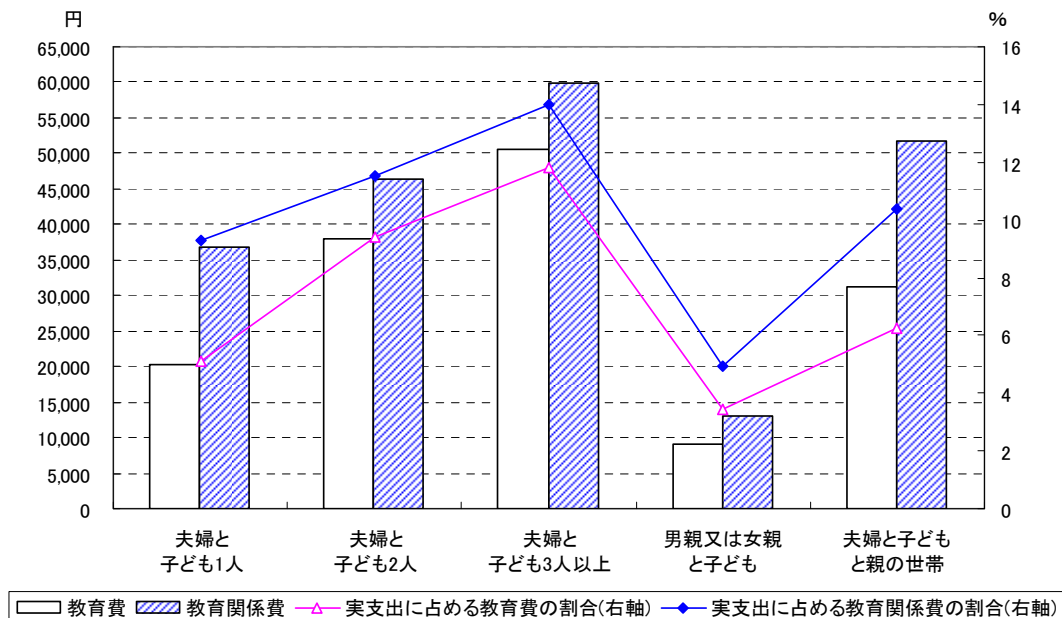
再分配前:市場所得 (market income)・・・①～④

再分配後:可処分所得 (disposable income)・・・以下①～⑥の合計値から税(所得税・住民税・固定資産税)と社会保険料を引いたもの。ただし、現物の形で支給される財・サービスを除く。

- ①稼働所得(雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得)、②財産所得、③仕送り・企業年金・個人年金等、④その他の所得(一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典、各種祝い金等)、⑤公的年金・恩給、⑥年金以外の社会保障給付金(雇用保険、生活保護法による扶助、児童手当など※現物給付は除く)

注 4:国ごとの調査データ一覧については、次の URL を参照のこと。http://www.oecd.org/dataoecd/30/44/38227981.pdf

図表 51 世帯類型別教育費と実支出に占める割合

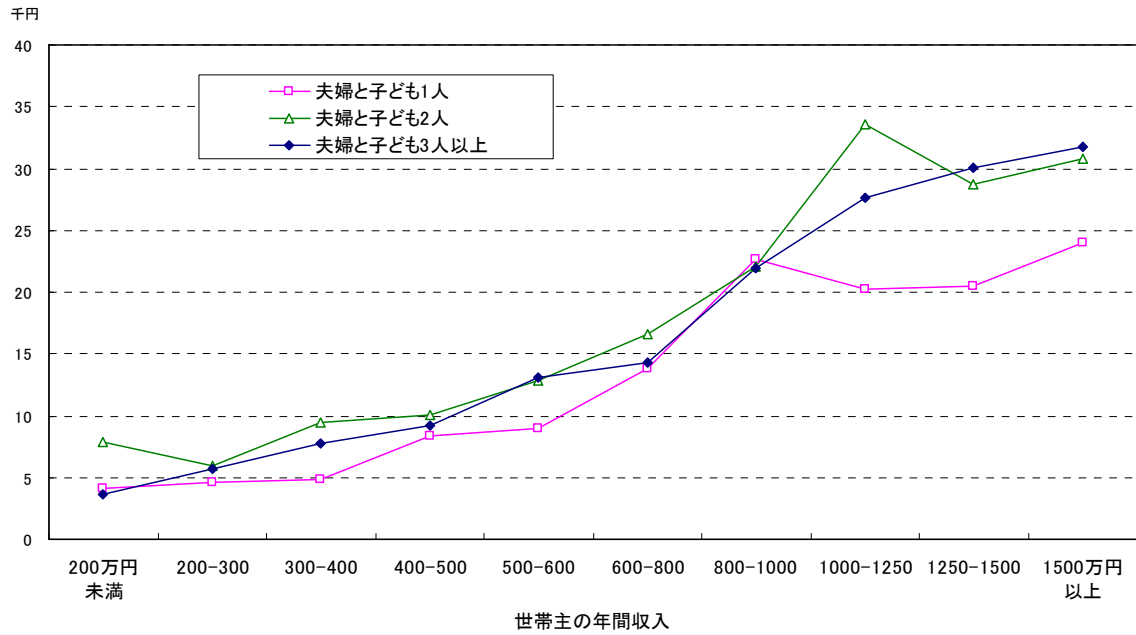


資料:総務省「全国消費実態調査」(平成 16 年)

注 1:勤労者世帯、二人以上世帯の1か月間の教育費および教育関係費である。「教育費」とは授業料、教科書・学習参考教材、補習教育である。「教育関係費」には、教育費のほか、食料の中の学校給食、被服及び履物の中の学校制服、交通・通信の中の通学定期代など教育に直接的・間接的に必要とされる経費を品目分類により再集計した費用が含まれる。

注 2:「夫婦と子ども 1,2,3 人」の世帯には、22 歳以上の非就学の子どもが含まれない(子どもの学校別データから 22 歳以上の非就学の子を除く教育費及び教育関係費をウェイト付けて算出)。「男親又は女親と子ども」「夫婦と子どもと親の世帯」には、22 歳以上の非就学の子どもも含まれている。

図表 52 子ども数・所得階級別にみた子ども 1 人当たり教育費



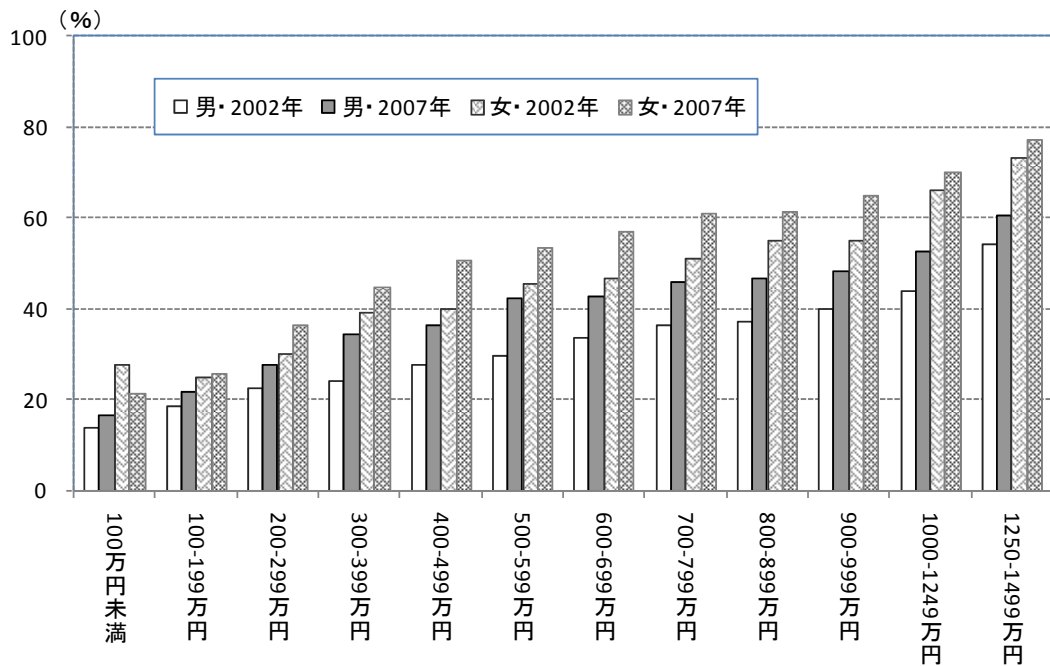
資料:総務省「全国消費実態調査」(平成 16 年)

注1:勤労者世帯、二人以上世帯の1か月間の教育費である。

注2:世帯主の年間の所得階級別

注3:「教育費」とは授業料、教科書・学習参考教材、補習教育である。

図表 53 世帯年収別 子ども (35 歳未満で世帯の中で子である者) の高等教育<sup>(注)</sup> 卒業率



(注) 高等教育: 専門学校、短大・高等専門学校、大学、大学院の合計

(世帯所得)

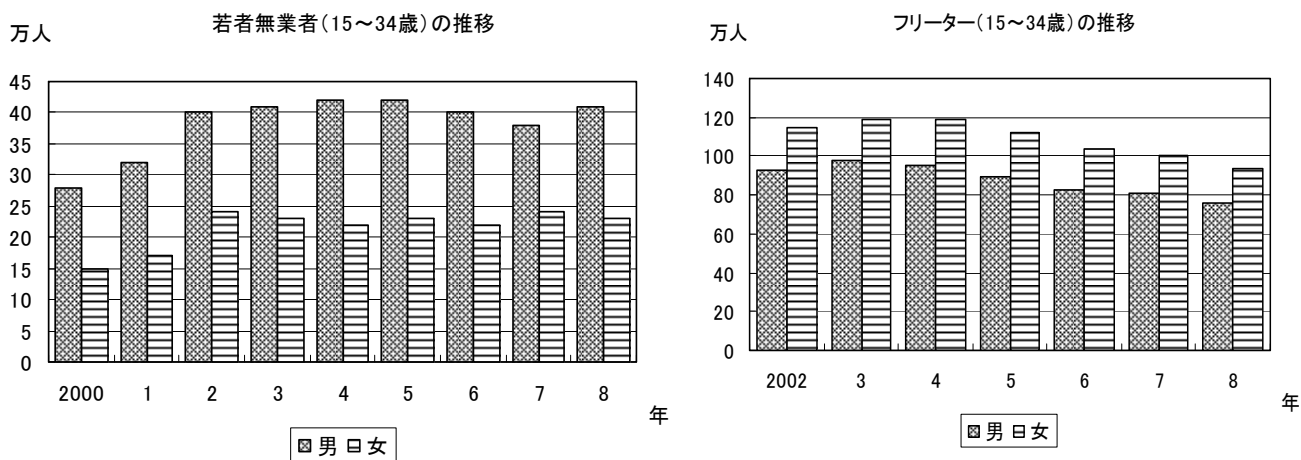
資料:総務省「就業構造基本調査」(平成 14、平成 19 年)。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」小杉礼子委員による特別集計

注: 在学者を除く。



(若者)

図表 54 ニート・フリーターの状況



資料:総務省「労働力調査」

注:いわゆるニートに近い概念として、「労働力調査(基本集計)」における「若年無業者」(15~34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者)を用いている。また、いわゆるフリーターに近い概念として、「労働力調査(詳細集計)」における「若年層のパート・アルバイト及びその希望者」(15~34歳までで、男性は卒業生、女性は卒業で未婚の者のうち、①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者の合計)を用いている。

図表 55 性・学歴別フリーター数 (2006年)

(単位:万人)

性	学歴計	学歴別		
		中学・高校	短大・高専	大学・大学院
男女計	187	120	40	28
男性	83	56	11	16
女性	104	64	29	12

資料:総務省「労働力調査(詳細集計)」を厚生労働省労働政策担当参事官室において特別集計

注 1:学歴計のフリーター数は、総務省統計局の「労働力調査」結果による。集計。学歴別フリーター数は、性・年齢(5歳階級)別のフリーター数を積み上げて厚生労働省労働政策担当参事官室で集計。

注 2:フリーターの定義は図表 54 を参照。

図表 56 学歴別、年齢階級別（15-24 歳、25-34 歳）非正社員比率の推移

	2002年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
<b>男性15～24歳(卒業)</b>	26.1	26.5	27.1	28.5	28.5	30.0	28.6	25.8
中学・高校	26.5	27.7	29.4	32.0	30.6	32.3	31.3	27.6
短大・高専・専門	25.7	25.0	24.0	21.9	24.2	29.4	25.9	22.2
大学・大学院	21.9	24.2	21.2	22.2	24.2	17.6	24.2	17.6
<b>女性15～24歳(卒業・無配偶)</b>	34.3	36.6	38.9	39.3	38.4	36.6	36.3	35.8
中学・高校	43.9	44.9	49.0	48.0	45.0	43.6	45.6	47.1
短大・高専・専門	25.3	26.4	28.0	30.6	30.4	28.1	29.3	27.9
大学・大学院	27.6	29.2	26.7	35.1	37.5	27.6	21.2	27.3

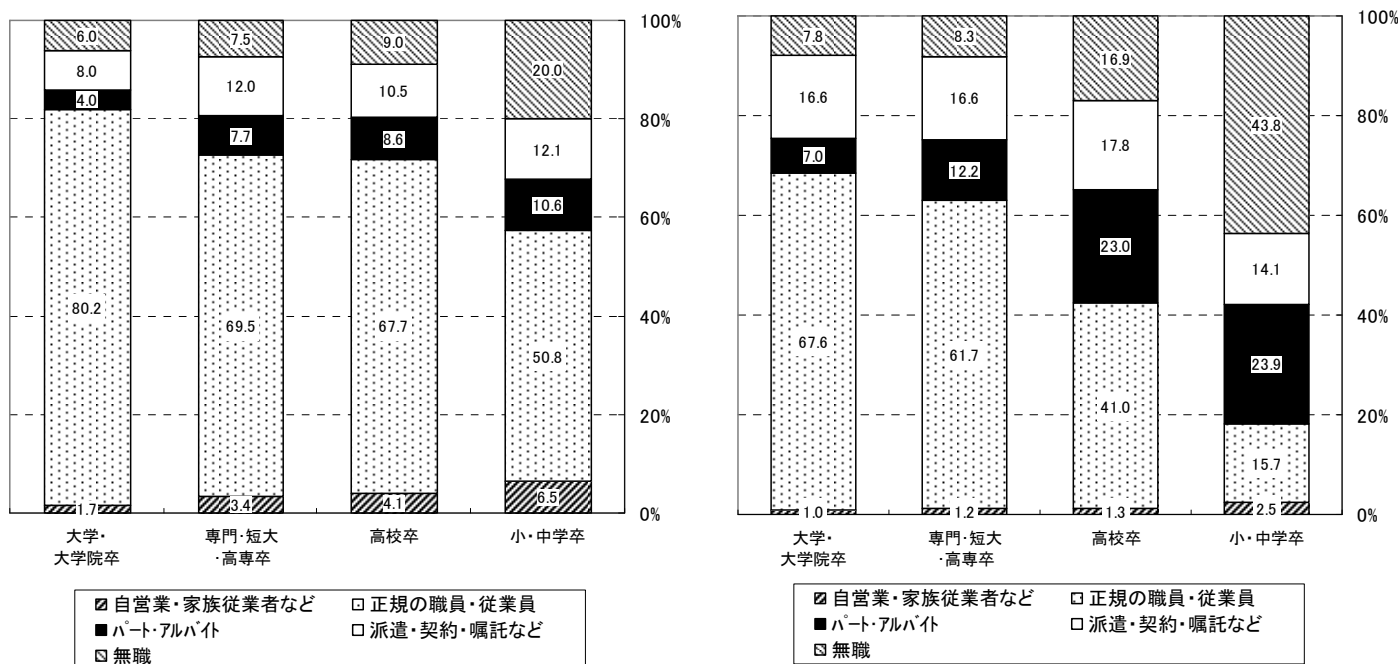
  

	2002年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
<b>男性25～34歳(卒業)</b>	8.9	9.7	11.0	12.5	13.4	13.7	12.6	12.8
中学・高校	10.3	11.4	12.8	14.8	14.6	16.7	14.9	15.0
短大・高専・専門	6.0	7.8	11.3	11.9	14.8	10.9	10.5	10.8
大学・大学院	7.6	7.6	8.5	9.6	12.0	10.1	11.1	10.4
<b>女性25～34歳(卒業・無配偶)</b>	28.9	30.3	33.7	33.2	35.0	35.2	34.3	36.0
中学・高校	35.7	37.7	42.7	43.8	41.7	43.1	48.6	46.9
短大・高専・専門	25.2	25.2	26.9	28.5	32.0	32.4	28.0	32.7
大学・大学院	24.7	26.1	31.9	25.6	29.5	30.1	25.0	27.4

資料:総務省「労働力調査 1-3月詳細集計」

注:非正社員比率は、「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計が役員を除く雇用者に占める比率。

図表 57 25-29 歳男女：学歴別にみた雇用・就業状況



< 男性 >

< 未婚女性 >

資料:総務省「就業構造基本調査報告」(平成 19 年)

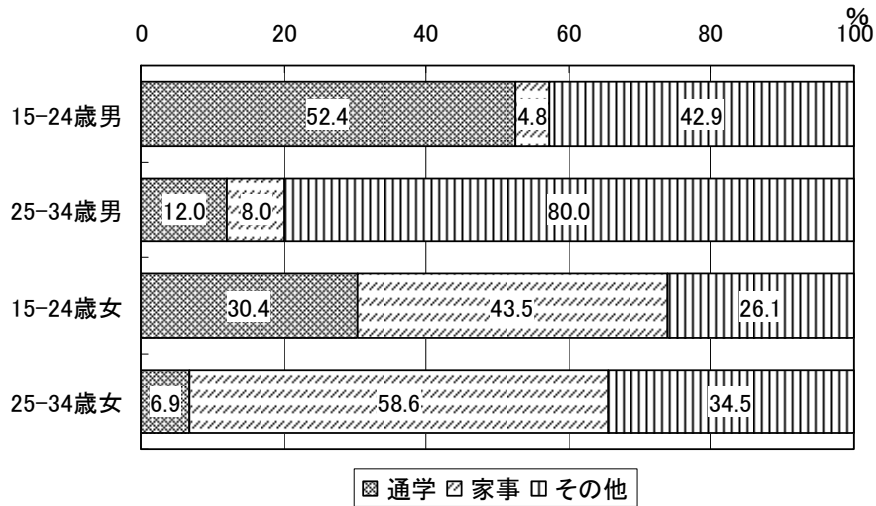
注 1:データは、卒業者についてのもの。

注 2:自営業・家族従事者などには内職者及び従業上の地位が不明の者を含む。

注 3:「派遣・契約・嘱託など」には、会社などの役員及び雇用形態が不明の者を含む。

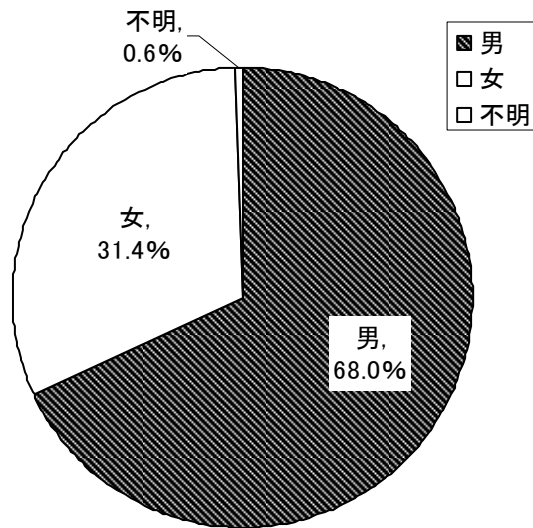
注 4:無業者には、家事をしている者、通学している者を含む。

図表 58 非労働力人口の構成（平成 20 年平均）



資料:「労働力調査(詳細集計)」  
 注:男性は卒業者、女性は未婚の卒業者。

図表 59 地域若者サポートステーションの男女別利用状況



来所数	104,346 件
相談件数	55,572 件
支援対象者数	7,822 名

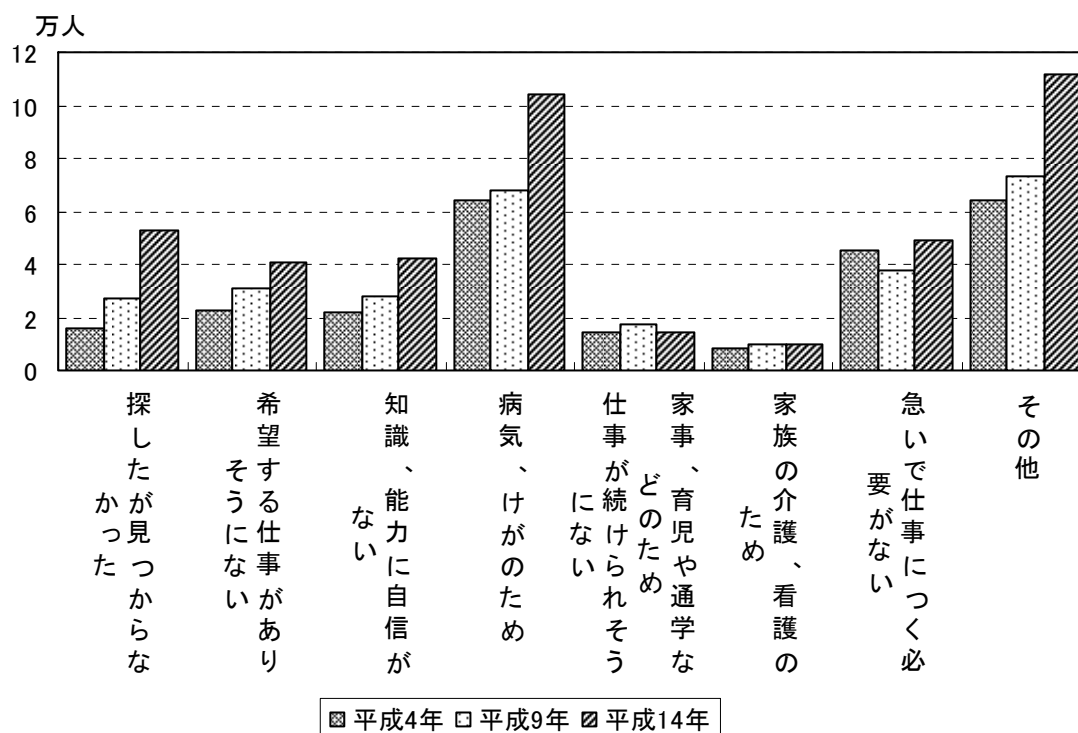
資料:財団法人社会経済生産性本部「地域若者サポートステーション事例集 2007 年度」(平成 18 年)  
 注:データ抽出期間は平成 19 年 4 月から 12 月まで。

図表 60 ニート状態にある若者：これまでの生活経験

	「経験あり」の比率(N=418)
学校でいじめられた	55.0%
職場の人間関係でトラブルがあった	41.4%
不登校(病気、ケガ以外で連続1か月以上学校を休むこと)になった	35.9%
ひきこもり	49.5%
精神科又は心療内科で治療を受けた	49.5%
会社を自分から辞めた	55.0%
会社を辞めさせられた	17.5%

資料:財団法人社会経済生産性本部「ニート状態にある若年者の実態及び支援策に関する調査研究報告書」(平成19年3月)

図表 61 若年無業者(15-34歳)：求職活動をしていない理由別人口(非求職型)

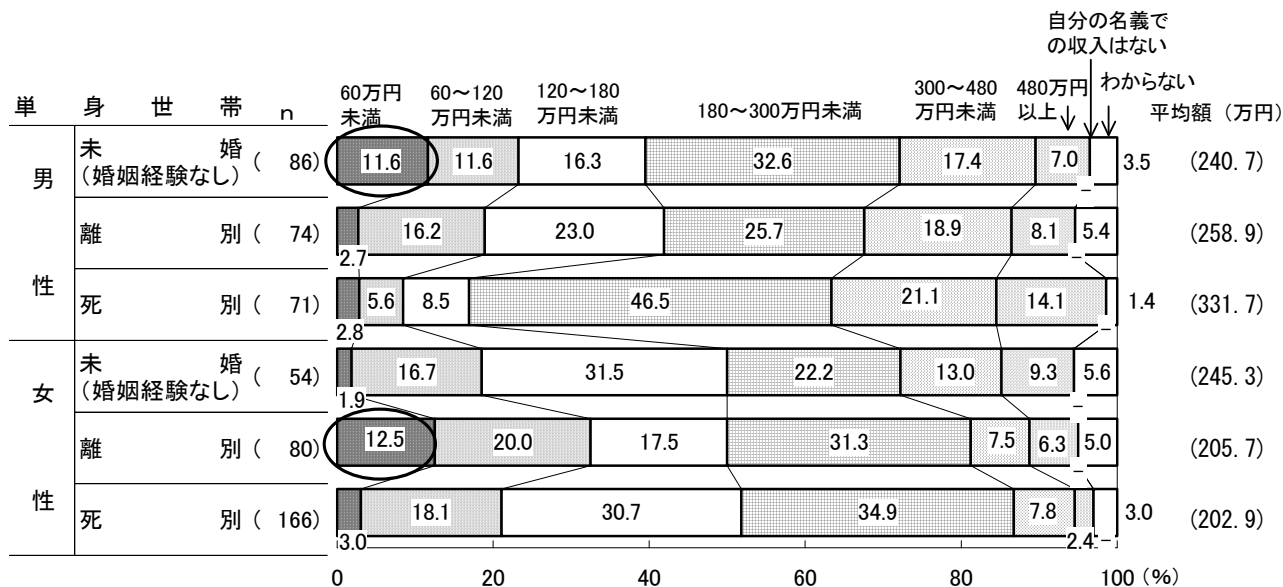


資料:内閣府「青少年の就労に関する研究調査」(平成17年)

注:就業構造基本調査の特別集計による。

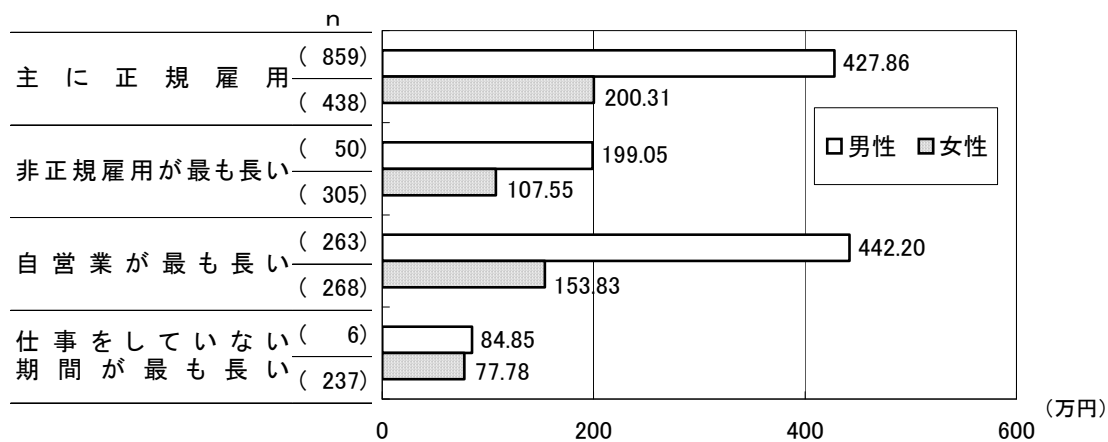
(高齢者)

図表 62 高齢単身世帯の年間収入の分布 婚姻状況別 (55~74 歳単身世帯)



資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

図表 63 本人の就業パターンによる本人自身の年間収入 (平均額) (55~74 歳)



資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

注:回答数が少ない項目については、調査結果をみる際に留意が必要。

図表 64 公的年金受給権なしの人数と割合

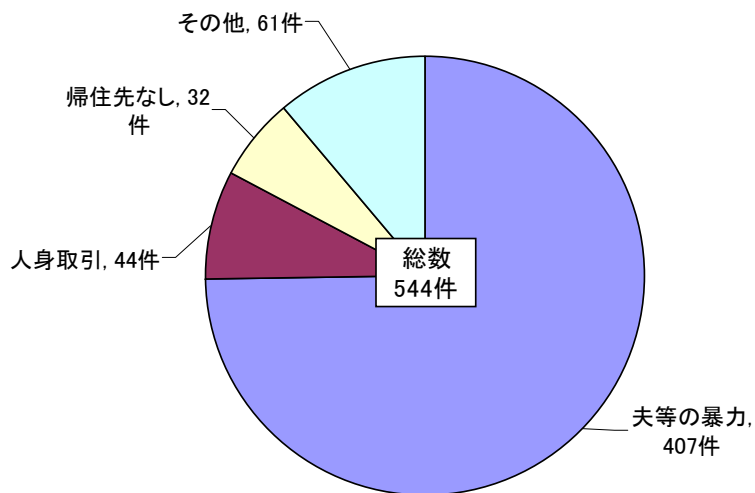
		総数	男性	女性
人数(万人)	平成 16 年	62.6	28.4	34.2
	平成 13 年	60.2	24.2	36.0
割合(%)	平成 16 年	2.5	2.7	2.4
	平成 13 年	2.6	2.5	2.7

資料:社会保険庁「公的年金加入状況等調査報告」(平成 13 年、16 年)

注:割合は 65 歳以上人口に占める割合

(国際結婚、在留外国人女性とその子ども)

図表 65 婦人相談所一時保護所：外国人在所者の主訴（平成 19 年度）



資料:厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」より内閣府作成

図表 66 公立小中学校に在籍する外国人児童生徒の状況

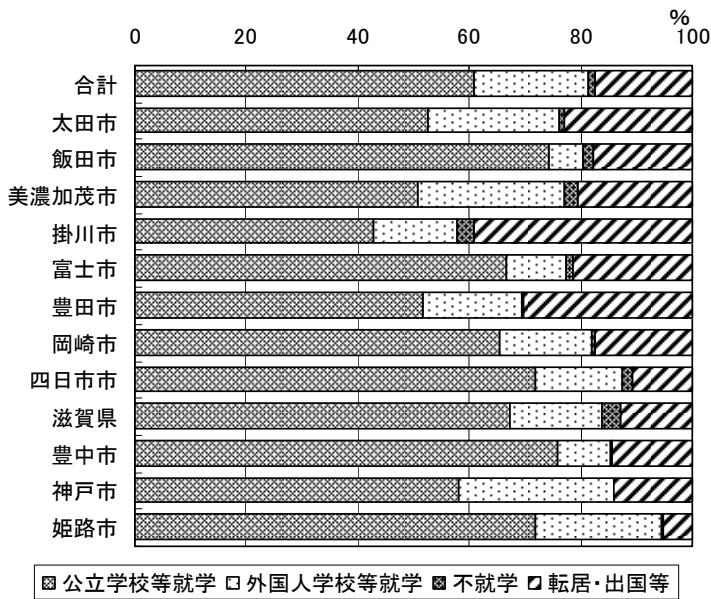
	(%)	
	在籍児童生徒に占める外国人比率	日本語指導が必要な在籍外国人児童生徒比率
合計	2.0	59.9
太田市	2.2	72.0
大泉町	9.2	38.6
上田市	1.7	52.2
飯田市	1.8	38.4
大垣市	1.6	28.7
美濃加茂市	3.8	50.8
可児市	2.6	64.1
浜松市	2.0	63.3
富士市	1.0	70.4
磐田市	2.1	79.8
湖西市	3.7	82.5
豊橋市	2.7	71.9
岡崎市	1.0	47.4
豊田市	1.7	63.7
西尾市	1.4	80.1
四日市市	1.7	43.2
鈴鹿市	2.1	36.5
伊賀市	2.0	84.0

資料:外国人集住都市会議「外国人集住都市会議東京 2006 報告書」(平成 19 年)

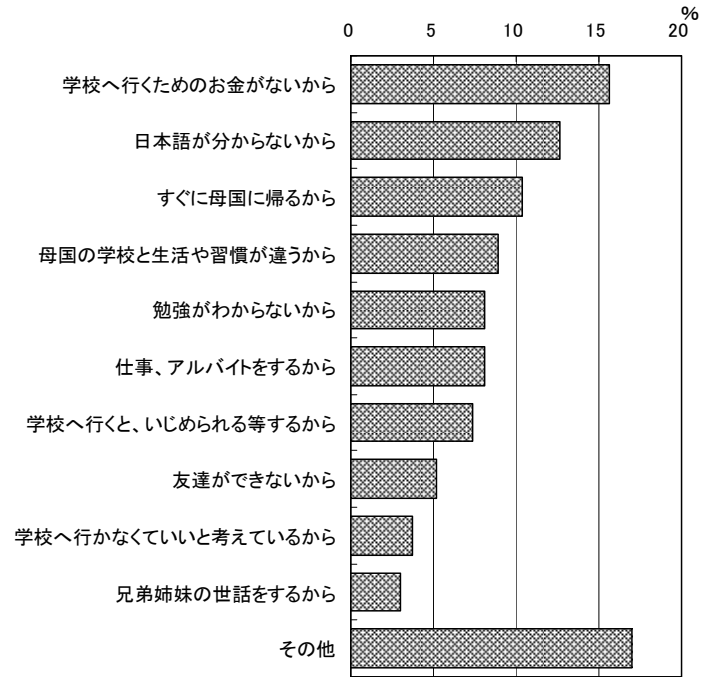
注:平成 18 年 5 月 1 日現在。鈴鹿市の同年齢の登録者数は 6 月末現在。特別永住者を含む。

図表 67 外国人の子どもの就学状況と不就学の理由等

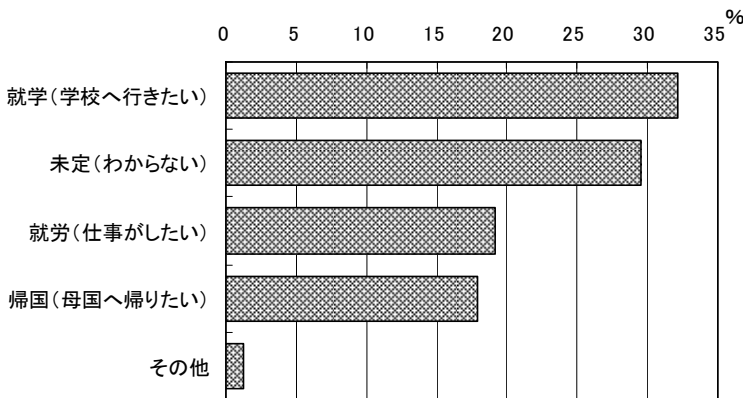
外国人の子どもの就学状況



不就学の理由 (複数回答)



就学の希望 (複数回答)



資料: 文部科学省「外国人の子どもの不就学実態調査」

注 1: 12 の自治体(1 県 11 都市)における平成 18 年度(飯田市、四日市市は平成 17 年度)における外国人登録者のうち義務養育の就学年齢にある者を対象に、戸別訪問やアンケート調査票郵送により調査。

注 2: 公立学校等: 国公立小・中・特別支援学校(小中学部)を指す。

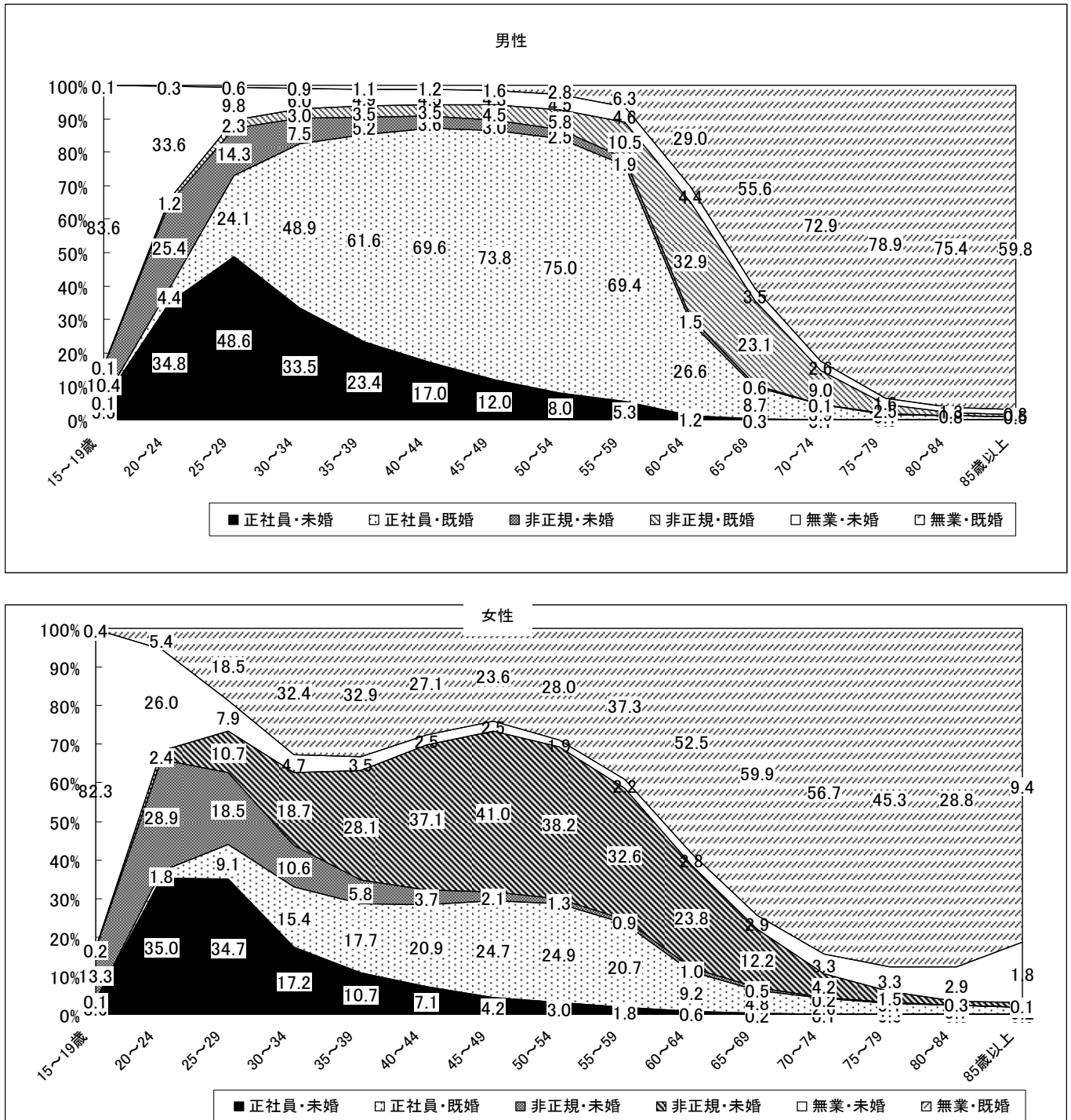
注 3: 外国人学校: 我が国に居住する外国人を専ら対象として我が国の小学校、中学校等に相当する組織的な教育を行う施設を指す。

注 4: 不就学: 公立学校等及び外国人学校等のいずれにも就学していない者を指す。

注 5: 転居・出国等: 転居・出国その他何らかの事情により連絡が取れなかった者を指す。

(女性と労働をめぐる問題)

図表 68 雇用形態の内訳別：年齢階級別雇用者割合（男女別・配偶関係別・年齢別）



資料：総務省「就業構造基本調査」（平成 19 年）

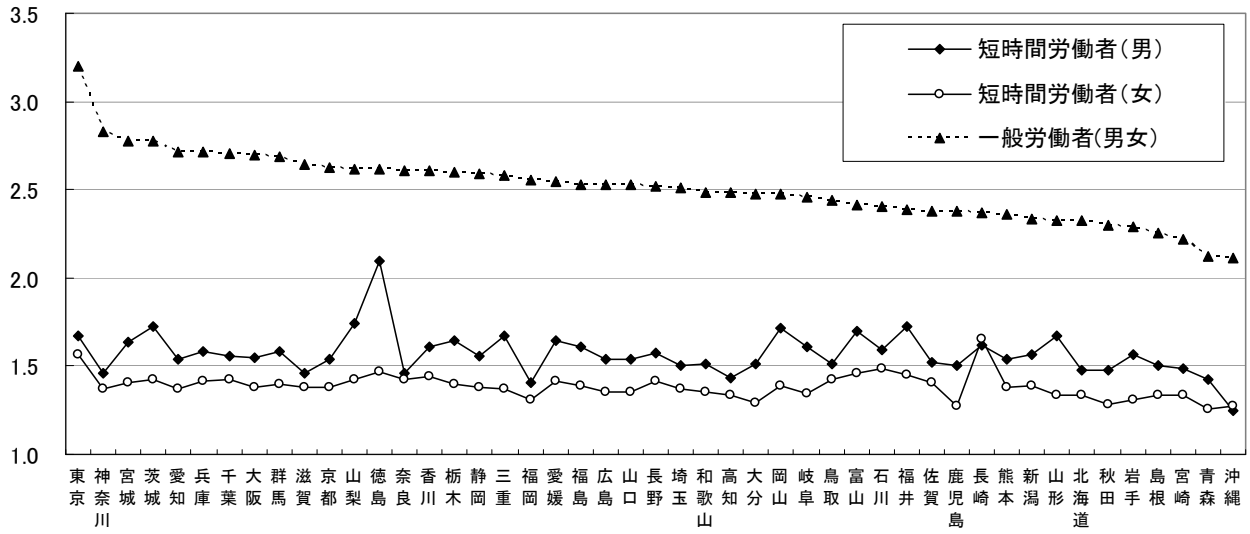
注1：正規従業者、非正規従業者、無業者の合計を母数とする。

注2：「無業・既婚」とは、無業者のうち、「配偶者あり」の者（「離死別」は含まない）。

注3：「無業・未婚」とは、無業者のうち、「未婚」の者。



図表 69 最低賃金と短時間労働者給与の比較



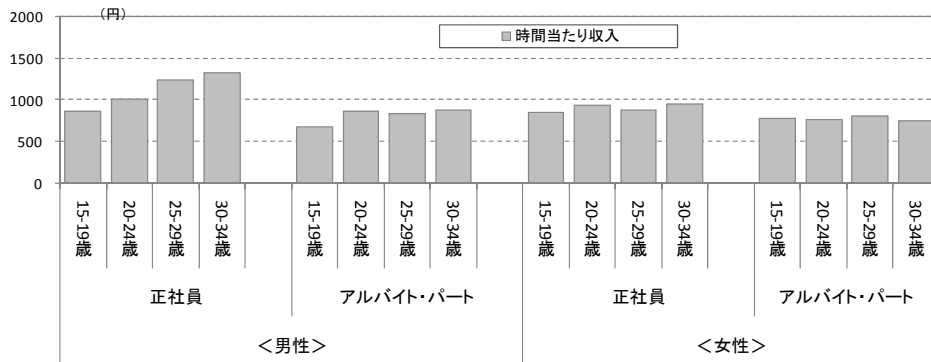
資料:短時間労働者の1時間当たり所定内給与額(産業計、企業規模計)、一般労働者の所定内給与額、所定内実労働時間数:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成 18 年)、最低賃金:厚生労働省ホームページ「平成 18 年度地域別最低賃金額改定状況」をもとに、内閣府において算出。

注 1:各都道府県の最低賃金を 1 として計算。

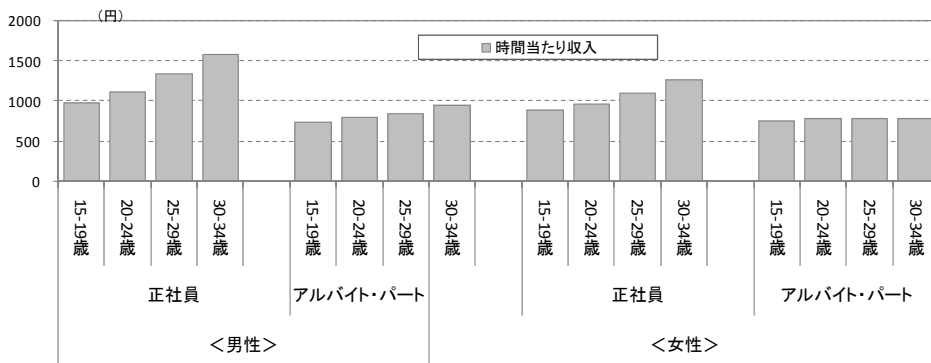
注 2:一般労働者の 1 時間当たり給与は、「所定内給与額/所定内実労働時間」で算出。

図表 70 雇用形態別 年齢階級別 平均時間当たり収入（15～34 歳）

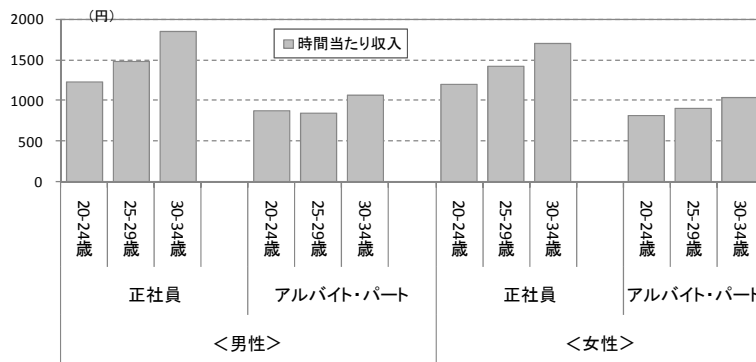
< 中学校卒業者 >



< 高校卒業者 >



< 大学卒業 >

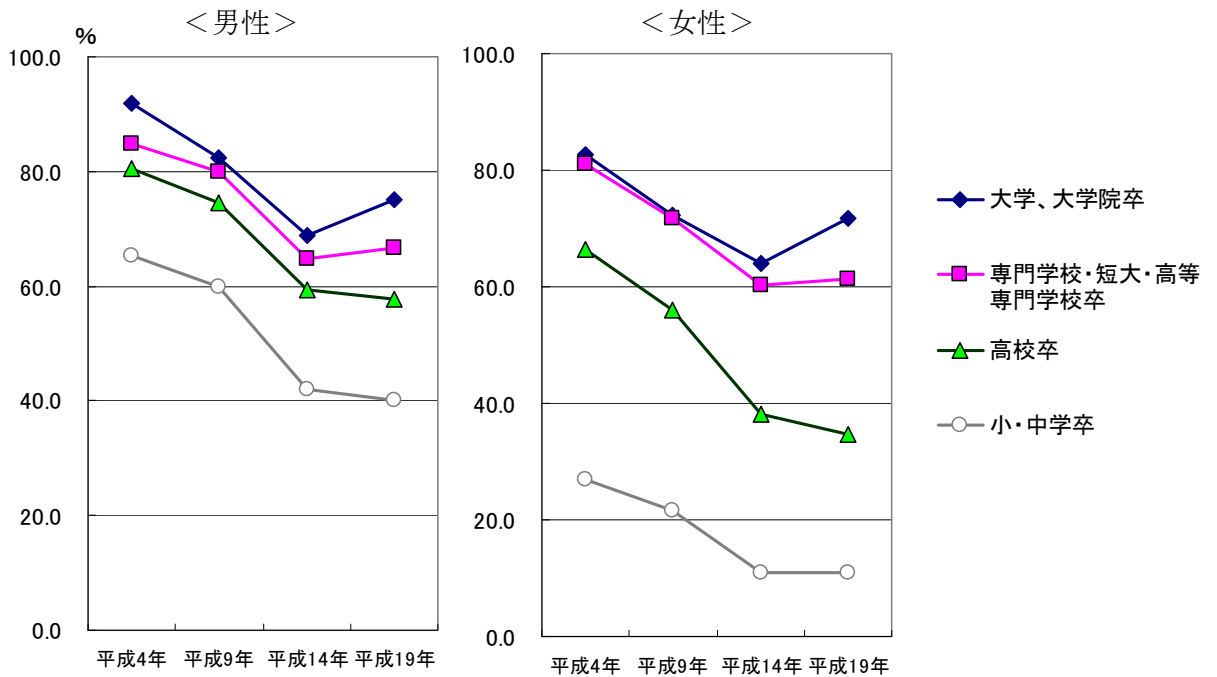


資料：総務省「就業構造基本調査」（平成 19 年）。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」小杉礼子委員による特別集計

注1：「時間当たり収入」は、「だいたい定期的に」「年間 200 日以上」働いていると回答した者を対象に、年収を週労働時間で除した数値。

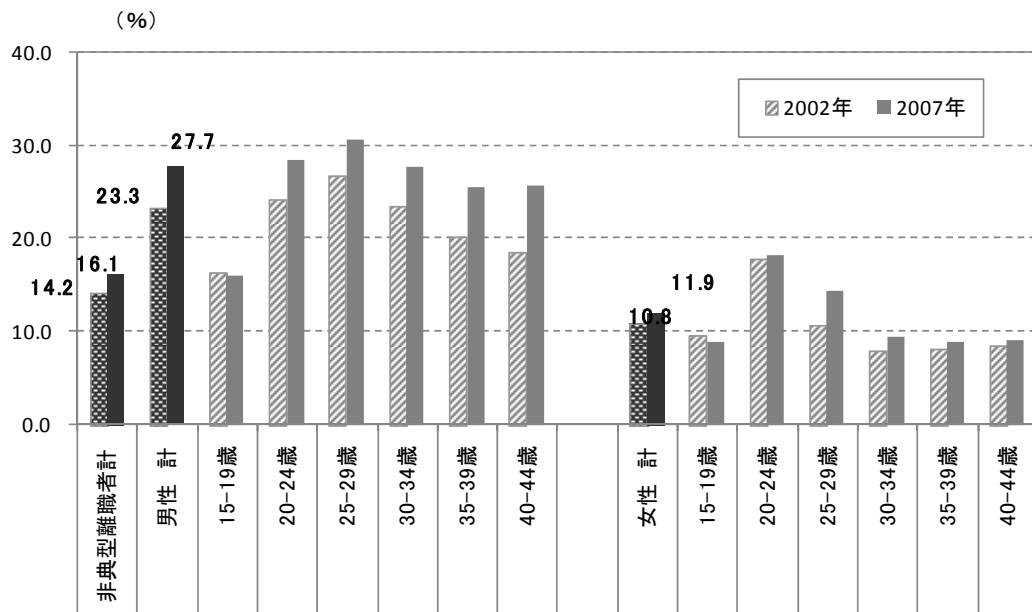
注 2：在学者を除く。

図表 71 若年人口（20-24 歳層）に占める正規従業員の比率（男女別）



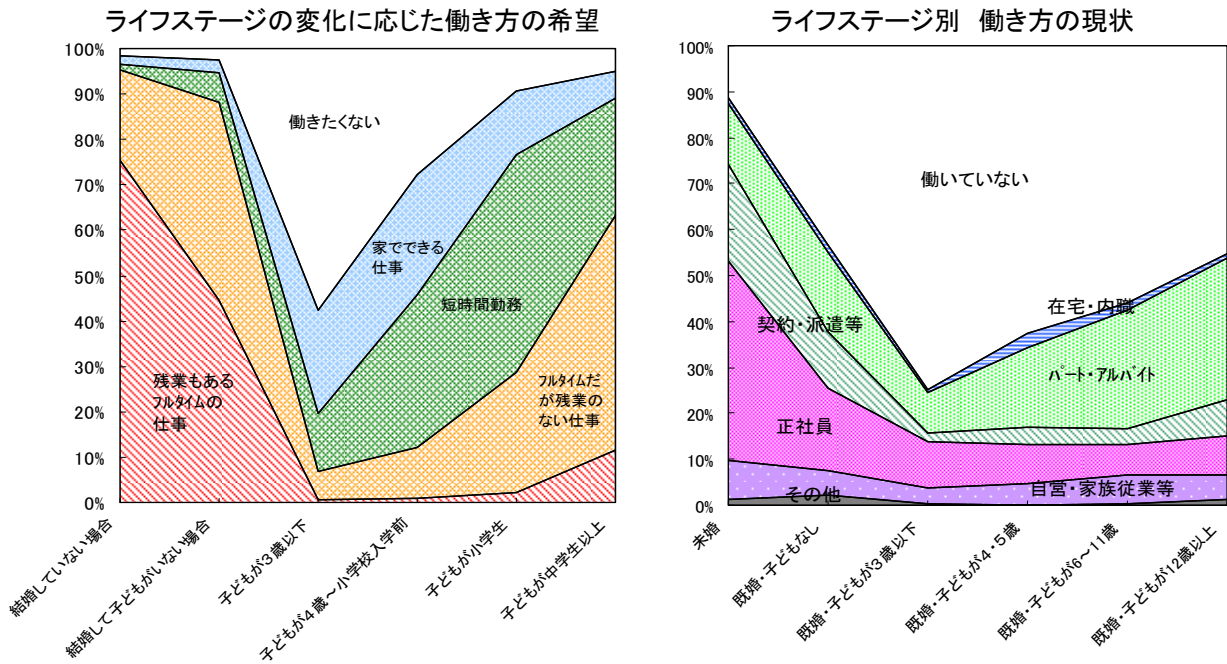
資料：総務省「就業構造基本調査」(各年)  
注：在学者を除く。

図表 72 過去 1 年間に非正規雇用を離職した者の正規労働者への移行状況



資料：総務省「就業構造基本調査」(平成 19 年)。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」  
小杉礼子委員による特別集計  
注：在学者を除く。

図表 73 女性の再就職の困難



資料:内閣府男女共同参画局「女性のライフプランニング支援に関する調査報告書」(平成19年3月)

注:「自営・家族従業等」には、「自ら起業・自営業」、「自営の家族従事者」を含む。「契約・派遣等」には、「有期契約社員」、「嘱託社員」、「派遣社員」を含む。

(DV等の女性に対する暴力被害等)

図表 74 婦人相談所における事業実施状況

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
相談件数(実人員)	104392	118034	131481	133825	134672	136255	136475
相談件数(延べ件数)	156733	177645	209326	211931	218261	224521	221445
一時保護決定数	4680	-	-	6376	6283	6193	6335
婦人保護施設入所決定数	1109	-	-	1109	1011	807	747

資料:厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」より内閣府作成

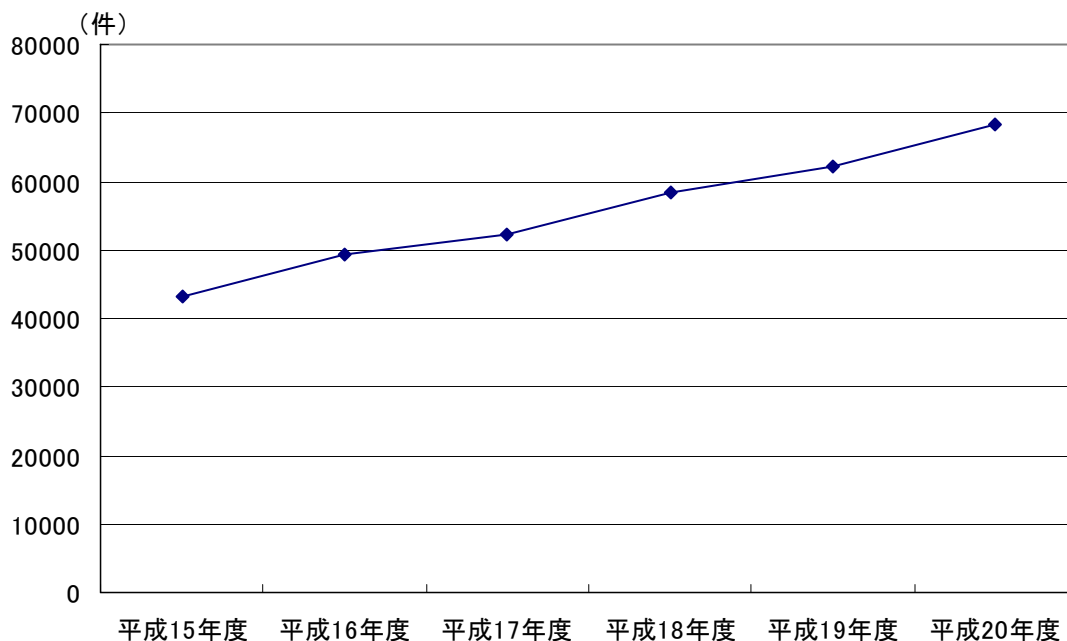
図表 75 婦人相談所：来所相談主訴

(人)

			平成13 年度	平成14 年度	平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成19年 度構成比	平成13年 度から平 成19年度 の増減率
人間 関係	夫 等	夫等の暴力	5647	8205	9355	9827	9585	9408	9175	51.1%	62.5%
		酒乱・薬物中毒	88	68	232	68	58	34	39	0.2%	-55.7%
		離婚問題	2002	2233	2548	2201	2188	2117	2165	12.0%	8.1%
		その他	727	732	737	655	708	711	747	4.2%	2.8%
	子ども	子どもの暴力	227	259	363	316	296	276	294	1.6%	29.5%
		養育不能	30	38	66	52	52	28	15	0.1%	-50.0%
		その他	622	690	706	637	578	549	522	2.9%	-16.1%
	親 族	親の暴力	191	268	324	304	309	303	315	1.8%	64.9%
		その他の親族の暴力	306	111	165	218	190	196	180	1.0%	-41.2%
		その他	367	467	384	397	379	357	344	1.9%	-6.3%
	家庭不和		631	611	542	403	366	314	280	1.6%	-55.6%
	その他の者の暴力		180	183	227	268	256	254	275	1.5%	52.8%
	男女問題		451	410	365	320	324	248	329	1.8%	-27.1%
その他		1086	1055	857	800	785	608	500	2.8%	-54.0%	
住居問題			370	609	479	383	391	382	404	2.2%	9.2%
帰宅先なし			1499	1414	1514	1304	1111	1130	1196	6.7%	-20.2%
経済 関係	生活困窮		390	332	368	266	226	183	160	0.9%	-59.0%
	借金・サラ金		425	491	358	258	178	138	114	0.6%	-73.2%
	求職		208	76	107	103	89	83	68	0.4%	-67.3%
	その他		137	84	210	237	224	233	131	0.7%	-4.4%
医療 関係	病気		155	127	111	86	140	122	52	0.3%	-66.5%
	精神的問題		789	662	633	513	518	459	393	2.2%	-50.2%
	妊娠・出産		143	147	149	136	139	151	93	0.5%	-35.0%
	その他		14	191	232	163	31	31	80	0.4%	471.4%
不純異性交遊			19	26	9	2	3	3	5	0.0%	-73.7%
売春強要			41	44	63	59	85	34	33	0.2%	-19.5%
ヒモ・暴力団関係			51	23	33	41	16	15	7	0.0%	-86.3%
5条違反			68	37	58	14	21	17	10	0.1%	-85.3%
人身取引			-	-	-	18	86	50	45	0.3%	-
合 計			16864	19593	21195	20049	19332	18434	17971	100.0%	6.6%

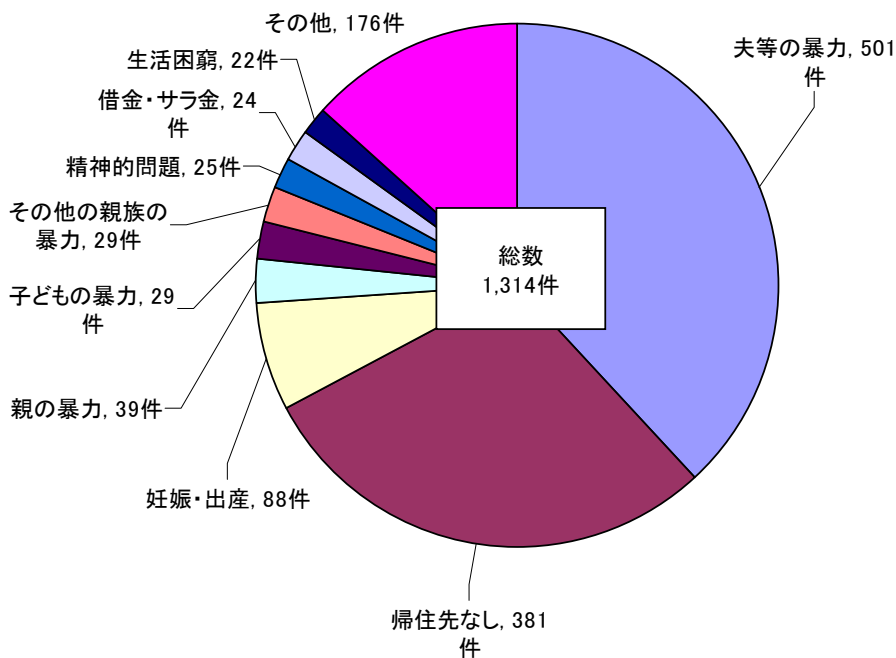
資料：厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」より内閣府作成

図表 76 「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数の推移



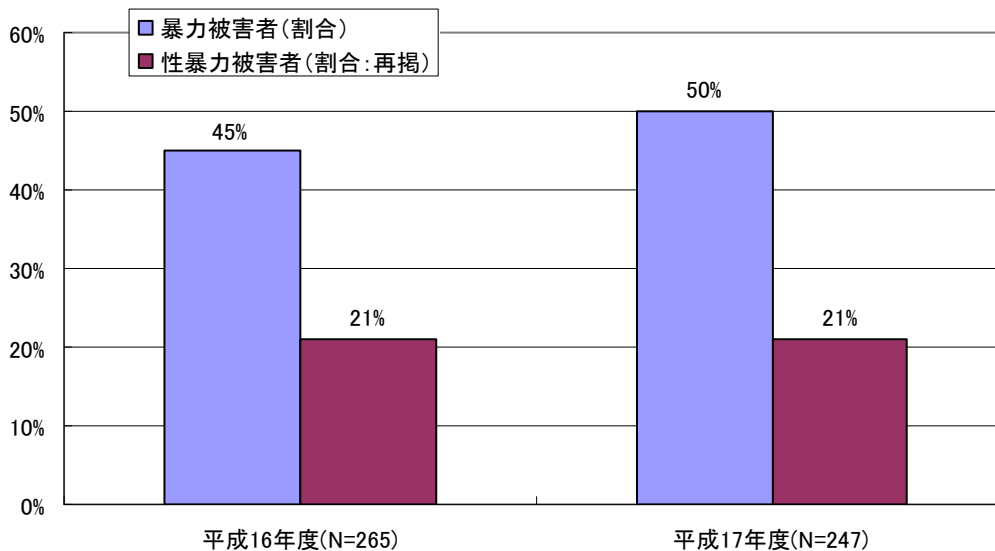
資料:内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数について」  
注:各年度4月から3月までの相談件数。

図表 77 婦人保護施設在在者の主訴 (平成 19 年度)



資料:厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」より内閣府作成

図表 78 婦人保護施設（東京都内 5 施設）入所者（本入寮）の暴力被害経験



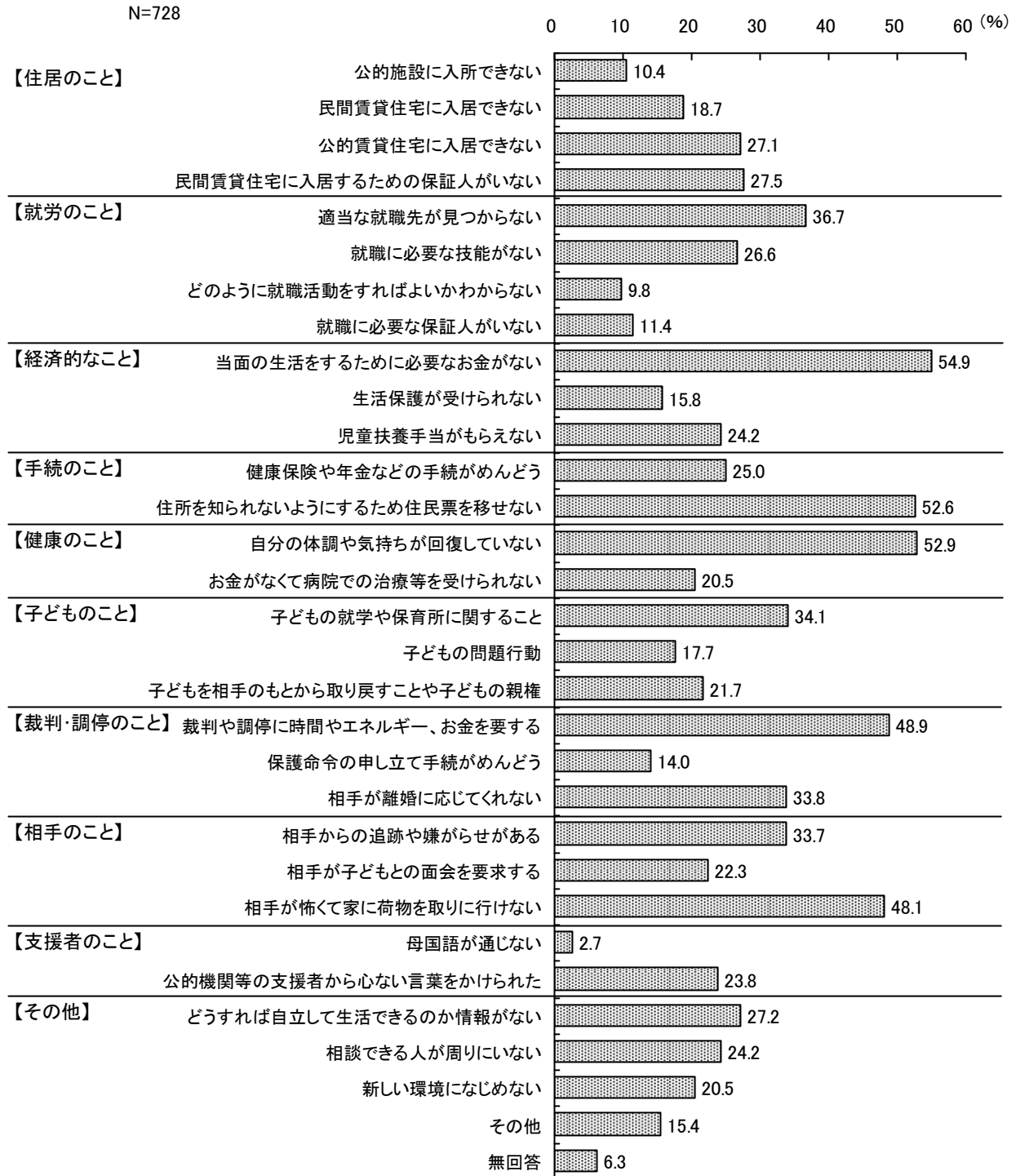
資料: 社会福祉法人東京都社会福祉協議会婦人保護部会「婦人保護施設あり方検討会報告書より『女性福祉の砦から～生きる力を再び得るために～』(平成 20 年 1 月 30 日)

図表 79 婦人保護施設在所者の心身状況（平成 19 年度）

		人数(人)	構成比
通常の健康状態		739	56.2%
身体障害者手帳の保持	1・2級	13	1.0%
	3級以下	17	1.3%
療育手帳の保持	A	5	0.4%
	B	132	10.0%
精神障害者保健福祉手帳の保持	1級	7	0.5%
	2級	52	4.0%
	3級	29	2.2%
その他の病弱者		348	26.5%
合 計		1342	-
(重複障害の者(再掲))		28	2.1%
在 所 者		1314	100.0%

資料: 厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」より内閣府作成  
注: 合計は、重複回答あるため在所者人員と一致しない。

図表 80 配偶者からの暴力被害者が自立生活に向けて抱える困難



資料:内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査報告書」(平成 19 年 4 月)

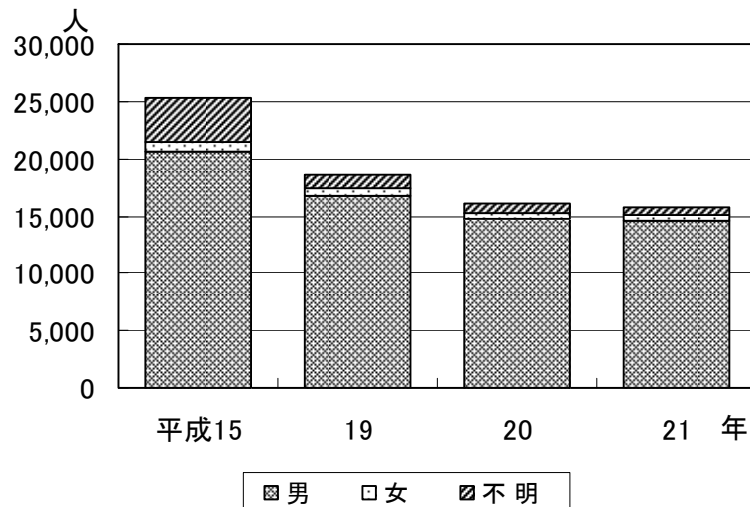
注 1:配偶者暴力の被害者に対する、支援機関を通じた郵送調査、有効回答数 799 件。調査時期は平成 18 年 10 月～11 月。

注 2:調査対象は、「配偶者等から暴力を受けた者で、現在自立して生活している者、又は自立に向けて生活している者」で、配偶者暴力相談支援センター等を利用し、同センターから配布された調査票に記入し返信用封筒にて返送した者であるため、配偶者等から暴力を受けた者全体からみると、ごく一部であり、代表性という点では偏りがあることに注意する必要がある。



(その他の生活困難をめぐる実態)

図表 81 全国のホームレス数 (男女別)



資料:厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果」(平成 21 年)

注 1:調査対象のホームレスは、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」。

注 2:目視による調査のため防寒具を着込んだ状態等により性別が確認できない者を「不明」としている。

注 3:ホームレスの定義を同調査の「野宿生活者」に加え、欧米の定義に含まれるシェルターや福祉施設等への入所者や低水準の住居に住む不安定居住者を含めた場合、そうした人々は増加しているため、ホームレス数が減少しているかどうかは疑問だという指摘もある(鈴木[2008])。

図表 82 路上(野宿)生活をするようになった主な理由(複数回答)

倒産・失業	26.6%
仕事が減った	31.4%
病気・けが・高齢で仕事ができなくなった	21.0%
労働環境が劣悪なため、仕事を辞めた	5.0%
人間関係がうまくいかなくて、仕事を辞めた	15.0%
上記以外の理由で収入が減った	2.3%
借金取立により家を出た	6.5%
アパート等の家賃が払えなくなった	12.9%
契約期間満了で宿舍を出た	2.4%
ホテル代、ドヤ代が払えなくなった	5.1%
差し押さえによって立ち退きさせられた	0.7%
病院や施設などから出た後行き先がなくなった	2.4%
家庭内のいざこざ	7.5%
飲酒、ギャンブル	6.8%
その他	17.8%
理由無し	1.6%
合計 (N=2,049 人)	100.0%

資料:厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査報告書」(平成 19 年 4 月)